令和7年度版

館林市の清掃事業概要

(令和6年度実績)



館林市廃棄物減量等推進員会議・ごみゼロ館リユースイベント

市民環境部 地球環境課

目 次

第1章 総 説	
1. ごみ処理の沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 概要	
(2) 年表	
2. 組織及び事務分担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1) 組織	
(2) 資源対策係事務分掌	
3. ごみ処理経費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第2章 ごみ処理事業	
1. ごみ処理の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2. ごみの種類・分別 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3. 資源とごみの収集日程表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4. ごみステーション数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5. ごみに関するデータ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(1) ごみの量(搬入方法別)	
(2) ごみの量(排出者別)	
(3) 1人1日当たりの排出量	
(4) 1人1日当たりの排出量県内状況(12市及び板倉町・明和町)	
(5) ごみステーションへの不法投棄物台数	
(6) 資源化量	
(7) 資源化量内訳	
(8) リサイクル率	
(9) リサイクル率県内状況(12 市及び板倉町・明和町)	
⑽ 第 10 期館林市分別収集計画における容器包装廃棄物の排出量見込み及び実績	
6. 可燃ごみの処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(1) ごみの質分析結果(三成分値)	
(2) ごみの質分析結果(種類組成)	
7. 不燃ごみの処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
8. 最終処分場の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(1) 最終処分場の埋立実績	
(2) 最終処分場放射性物質測定結果	
(3) 最終処分場敷地境界空間線量率測定結果	
(4) 最終処分場浸出水処理施設放流水の水質検査結果	
9. ごみ減量・リサイクル推進事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(1) 館林市廃棄物減量等推進審議会	
(2) 館林市廃棄物減量等推進員	
(3) チラシ・パンフレット等	
(4) 出前講座	
(5) 館林ケーブルテレビ	
(6) 広報紙・ホームページ等への掲載	

(7) リユース事業	
(8) 再生資源集団回収事業助成金交付	
(9) ごみ減量化器具購入費助成金交付	
10. ごみの収集・資源化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(1) 収集	
(2) 資源化	
(3) 一般廃棄物許可業者	
11. ごみ処理施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
【館林衛生施設組合】	
(1) 焼却処理施設(たてばやしクリーンセンター)	
(2) 破砕処理施設(いたくらリサイクルセンター)	
(3) 受入・保管施設(たてばやしストックヤード)	
(4) 最終処分場(めいわエコパーク)	
【館林市】	
(1) 最終処分場(館林市一般廃棄物最終処分場)	
第3章 条例及び規則等	
1. 館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・・・・・・・・・・・・・	30
2. 館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 ・・・・・・・・・・	32
3. 館林市ごみ減量化器具購入費助成金交付要綱 ・・・・・・・・・・・・	35
4. 館林市再生資源集団回収事業助成金交付要綱 ・・・・・・・・・・・・・	37
5. 館林市ごみステーション設置及び管理に関する要綱 ・・・・・・・・・・	38
6.館林市廃棄物減量等推進員に関する要綱 ・・・・・・・・・・・・・	40
7. 群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書 ・・・・・・・・	4 1
8. 災害時における災害廃棄物の収集運搬及び処分等に関する協定書 ・・・・・・	43

第1章 総 説

1. ごみ処理の沿革

(1) 概要

昭和35年4月、朝日町地内にごみ焼却処理施設が完成し、旧市街地の希望世帯を対象に週3回、 有料でごみ収集を開始しました。昭和39年4月、現在の苗木町にごみ焼却処理施設を移築し、昭 和48年4月にはごみ焼却処理施設を機械化バッチ炉に更新しました。

その後の全国的なごみ問題の深刻化により、収集運搬・処分の基準の策定と事業者の自己処理責任を明確にする必要が生じ、それまでの「清掃法」に代わり、昭和45年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定され、一般廃棄物の処理が市町村の責務として位置づけられ、本市においては、昭和47年に「館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定し、昭和48年4月に市内全域をごみ収集対象区域としました。

昭和61年7月に館林市清掃センターのごみ焼却処理施設が完成し、昭和63年3月に粗大ごみ処理施設、平成5年3月に最終処分場が完成し、同年10月に7分類(不燃、びん、缶、新聞、ダンボール、雑誌、古布)の分別収集を開始しました。

平成7年2月にペットボトル、平成9年4月に飲料用紙パック、平成16年10月に雑紙、平成19年12月にプラスチック類と蛍光管、平成23年4月にスプレー缶と乾電池の分別収集を開始し、現在は4種類19分別となっています。

ごみ減量施策に積極的に取り組み、平成12年7月に市民を対象にしたリサイクル品の提供とごみ問題への意識向上を目的とした啓発施設「リサイクル館」を開館し、リサイクル品を市民に提供する抽選会や館林市清掃センターの施設見学で使用されました。その他、昭和56年4月から開始した「再生資源集団回収事業助成金」、昭和61年4月から開始した「ごみ減量化器具購入費助成金」の2つの交付金制度を設けています。

平成29年4月から館林衛生施設組合の広域ごみ処理施設(たてばやしクリーンセンター、いたくらリサイクルセンター)が本格稼働し、館林市・板倉町・明和町の1市2町共同でごみ処理が行われています。

令和3年4月から、旧施設である館林市清掃センター焼却処理施設跡地に整備した「たてばやしストックヤード」の運営を開始しました。また、同年5月には、ごみの減量化を推進し、「たてばやし5つのゼロ宣言」を実現するため、旧施設の管理棟を再利用した3R情報発信拠点「ごみゼロ館」を開館しました。

(2) 年表

(2) +10	
年月	内容
S35. 4	・焼却施設完成(朝日町) ・有料収集開始(旧市街地、週3回)
S39. 4	· 焼却施設移転(苗木町) 名古屋博愛施設㈱、建設費 29,791 千円
S47. 4	・ごみ処理手数料 1円/kg 徴収開始
S48. 4	・焼却施設完成(苗木町) 120t/日(3 炉×40t/8h、機械化バッチ炉、㈱タクマ、建設費 175,000 千円) ・市内全域収集開始
S56. 4	・再生資源集団回収事業助成金交付開始
S58. 4	・ごみ処理手数料 1円/kg→5円/kg ・収集体制 可燃物…直営、不燃物…委託(2t 車 4 台)
S61. 4	・ごみ減量化器具購入費助成金交付開始(生ごみ処理槽)
S61. 7	・館林市清掃センターごみ焼却施設完成(苗木町) 100t/日(2 炉×50t/16h、准連続式ストーカ炉、日本鋼管㈱、建設費 5, 184, 000 千円)
S62. 4	・ごみ減量化器具購入費助成金交付開始(簡易焼却炉)
S62. 6	・収集体制 可燃物…直営(一部委託 2t 車 1 台)、不燃物…委託(2t 車 4 台)
S63. 3	・館林市清掃センター粗大ごみ処理施設完成(苗木町) 26t/日(5h/日、横型破砕機、日本鋼管㈱、建設費 540,000 千円)
S63. 4	・収集体制 可燃物…委託(2t 車 3 台、4t 車 3 台)、不燃物…委託(2t 車 4 台)
H 2. 4	・収集体制 可燃物…委託(2t 車 3 台、4t 車 3 台)、不燃物…委託(2t 車 6 台)
H 5. 3	・館林市一般廃棄物最終処分場完成(苗木町) 80,000 ㎡(管理型・オープン型、建設費 484,007 千円 ※浸出水処理施設を除く)
H 5.10	・資源物分別区分 7分類 ①不燃物、②びん類、③缶類、④新聞、⑤段ボール、⑥雑誌、⑦古布
H 5.12	・フロンガス回収装置設置(R12 用 1 基)
H 6. 3	・簡易焼却炉施設完成 13 ㎡/日(8h/日)
H 6. 4	・ごみ処理手数料 5円/kg→10円/kg(税抜)
H 7. 2	・ペットボトル減容器設置 150kg/h ・資源物分別区分 7分類→8分類(⑧ペットボトルを追加)
H 7. 4	・収集体制 委託先 館林市一般廃棄物処理事業協同組合
H 8. 5	・フロンガス回収装置設置(R22 用 1 基)
H 8.10	・ごみ袋の指定(透明、半透明)
H 9. 4	・資源物分別区分 8分類→9分類(⑨飲料用紙パックを追加)
H 9. 6	・館林市清掃センターごみ焼却施設基幹的施設改良工事着手
H10. 1	・簡易焼却炉施設停止
H10. 5	・焼却炉運転体制 24 時間運転(ダイオキシン対策)への移行に伴い全面委託
H12. 6	・収集体制 可燃物…4t 車 4 台 + 2t 車 4 台、資源物・不燃物…2t 車 8 台

H12. 7	・リサイクル館改修工事(旧焼却施設管理棟をリフォーム)
H13. 4	・テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の持込禁止(家電リサイクル法対応)
H14. 4	・収集体制 祝日・振替休日の収集開始(5/3~5、1/1~3 除く) 可燃物の収集日を変更(市内全域週2回)
H14. 7	・最終処分場延命化のため焼却灰処分の民間委託開始
H15. 1	・モデル地区における紙製容器包装とプラスチック製容器包装の分別収集開始 (容器包装リサイクル法対応) 市内5地区(①本町四丁目、②高根つつじ野、③岡野町、④丸屋敷、⑤入ケ谷町)
H15. 4	・ごみ辞典を毎戸配布 ・ペットボトル圧縮梱包の民間委託開始
H15. 10	・パソコンの持込禁止(資源有効利用促進法対応)
H16. 1	・たてばやしのマイバッグキャンペーン(第1回)
H16. 4	・粗大ごみ受入の民間委託開始 ・冷蔵庫の持込禁止(家電リサイクル法対応)
H16. 6	・ガラスびんの資源循環に関する協定締結 【館林アスコン㈱】
H16.10	・資源物分別区分 9分類→10分類 (⑩雑紙を追加)
H16.12	・たてばやしのマイバッグキャンペーン(第2回)
H17. 12	・たてばやしのマイバッグキャンペーン(第3回)
H18. 12	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン(第1回)
H19. 8	・館林・板倉・明和ごみ処理共同事業協議会発足(広域ごみ処理施設の建設に向けた事業を 開始)
H19. 12	・館林・板倉・明和ごみ処理総合検討委員会発足 ・資源物分別区分 10 分類→12 分類(⑪プラスチック、⑫蛍光管を追加) ・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン(第2回)
H20.12	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン(第3回)
H21. 3	・「一般廃棄物処理広域化実施計画」策定
H21. 4	・ごみ分別辞典「ごみ蔵」を毎戸配布
H21.12	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン(第4回)
H22. 4	・館林・板倉・明和ごみ処理共同事業協議会から館林衛生施設組合に移行(共同処理するし 尿とごみの事務の構成団体が異なる複合的一部事務組合となる)
H22.11	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン(第5回)
H23. 3	・資源とごみ分別収集カレンダー(地区別)毎戸配布開始
H23. 4	・資源物分別区分 12 分類→14 分類(⑬スプレー缶、⑭乾電池を追加)
H23.11	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン(第6回)
H24. 11	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン(第7回)
H25. 3	・「館林市一般廃棄物処理基本計画(計画期間:平成 25 年度~令和4年度)」策定
H25.10	・資源物分別区分 14 分類→15 分類(⑮小型家電を追加)
H25. 11	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン(第8回)
H26.11	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン(第9回)
H26.12	・リサイクル館解体(たてばやしクリーンセンター建設のため)

H27.11	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン(第 10 回)
H27. 12	災害時における災害廃棄物の収集運搬及び処分等に関する協定締結【館林市一般廃棄物処理事業協同組合、館林広域再生資源事業協同組合】
H28. 4	・ごみ処理手数料 10円/kg→20円/kg (税抜)
H29. 3	 たてばやしクリーンセンター完成(苗木町)【館林衛生施設組合】 100t/日(2 炉×50t/24h、全連続式ストーカ炉、JFEエンジニアリング㈱、建設費5,184,000千円) いたくらリサイクルセンター完成(板倉町板倉)【館林衛生施設組合】 5t/日(5h/日、縦型破砕機、極東開発工業㈱、建設費756,000千円)
H29. 4	・資源対策課→地球環境課 資源対策係(機構改革) ・たてばやしクリーンセンター稼働開始【館林衛生施設組合】 ・いたくらリサイクルセンター稼働開始【館林衛生施設組合】
H29.11	・めいわエコパーク完成【館林衛生施設組合】 19,053.4 ㎡(管理型・クローズド型、河本工業㈱ほか、建設費 2,935,289 千円)
H30. 3	・「館林市ごみ処理基本計画(中間見直し)(計画期間:平成30年度~令和4年度)」策定
H30. 4	・めいわエコパーク稼働開始【館林衛生施設組合】
H30. 9	・館林市清掃センター焼却処理施設解体工事(~R2.2)
R 1. 7	・「エコシティごみゼロ版」創刊
R 1. 8	・「館林市災害廃棄物処理計画」策定
R 2. 2	・広報車によるごみ減量啓発開始
R 2. 5	・ごみ分別促進アプリ「さんあ~る」導入
R 3. 1	・プラスチックごみ削減の推進に関する協定締結【ウォータースタンド㈱】
R 3. 3	・たてばやしストックヤード完成(苗木町)【館林市】※運営は館林衛生施設組合 資源物・不燃物の受入・保管(建設費 34,650 千円)
R 3. 5	・ごみゼロ館開館(旧清掃センター管理棟を有効活用)
R 3. 7	・ごみゼロ館リユース品オークション開始(隔月開催)※R4.7~毎月開催
R 3.12	・パソコン・小型家電のリサイクルの推進に関する協定締結【リネットジャパンリサイクル㈱】
R 4. 1	・ペットボトルの水平リサイクルの推進に関する協定締結 【サントリーホールディングス㈱、サントリー食品インターナショナル㈱ 】 【アサヒ飲料㈱】
R 4.10	・廃家電のリサイクルの推進に関する協定締結【リネットジャパンリサイクル㈱】
R 5. 2	・「館林市ごみ処理基本計画(計画期間:令和5年度~令和14年度)」策定
R 5.10	・館林市公式 LINE によるごみ関連の情報配信の開始 ※R7.3末 ごみ分別促進アプリ「さんあ~る」終了
R 6. 6	・ごみゼロ館リユースイベント開始(年2回開催)
R 6.12	・館林市ごみ収集委託業者における地域の見守り活動とドライブレコーダー映像情報の提供等に関する協定締結 【館林市一般廃棄物処理事業協同組合、群馬県館林警察署】

2. 組織及び事務分掌(令和6年度)

(1) 組織

環境政策係 市民環境部 地球環境課 課長 環境保全係 資源対策係 — 係長(事務)1人・事務4人

(2) 資源対策係事務分掌

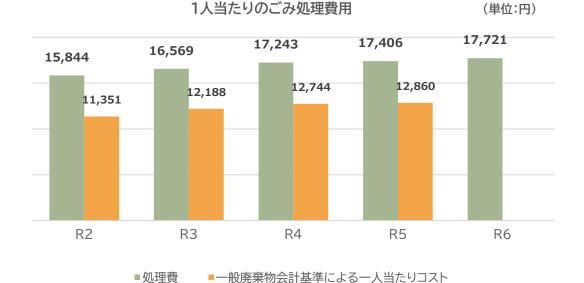
- ・ 一般廃棄物の収集、運搬、処理及び処分の計画・実施に関すること
- 最終処分場の維持管理に関すること
- 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること
- 一般廃棄物の資源化に関すること
- ・ ごみの減量化、再資源化及び再利用化の推進並びに啓発に関すること
- ごみステーションの許可及び適正配置に関すること
- ・ 館林衛生施設組合との連絡調整に関すること

3. ごみ処理経費

年度	処理人口 (人)	ごみの 総排出量 (t)	処理費 (千円)	1人1日 当たり排 出量 (g/人・ 日)	1 人当たり 処理費用 (円/人)	一般廃棄物会計 基準による 1 人当たりコスト (円/人)	1トン当たり 処理費用 (円/t)
R2	75, 480	26, 272	1, 195, 909	954	15,844	11, 351	45, 520
R3	75, 091	25, 637	1, 244, 214	935	16,569	12, 188	48, 532
R4	74, 556	25, 313	1, 285, 568	930	17, 243	12,744	50, 787
R5	74, 205	24, 780	1, 291, 643	912	17, 406	12,860	52, 124
R6	73, 719	24, 673	1, 306, 369	917	17, 721	R8 年 8 月頃確定	52, 947

[※]人口は各年度10月1日現在

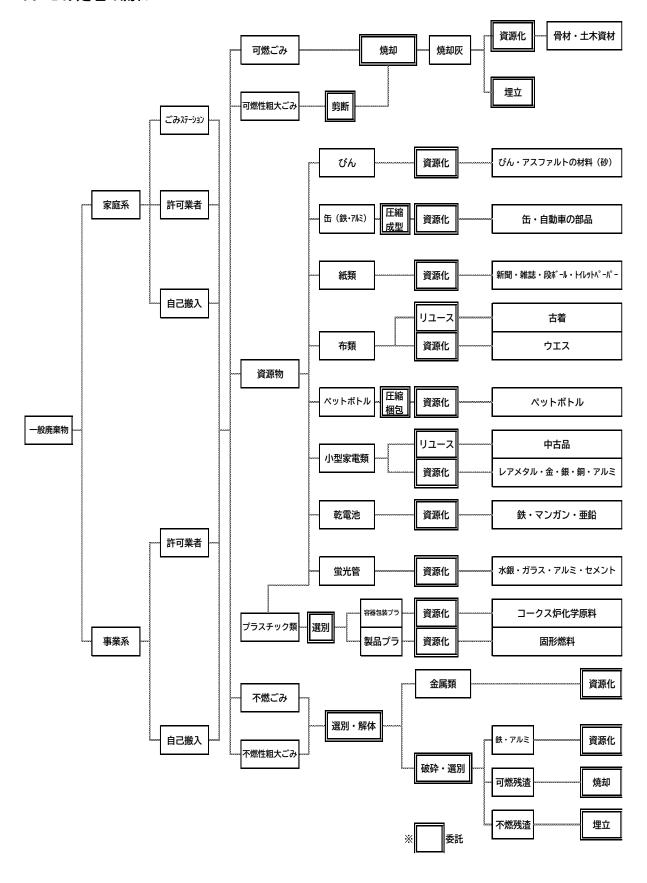
【一般廃棄物会計基準】 経常収益と経常費用より計算した純然たる処理コスト



[※]処理費に資源物売払等の収入は含まない

第2章 ごみ処理事業

1. ごみ処理の流れ



2. ごみの種類・分別

種類(収集区分)		分別(排出区分)	出し方
	1	新聞	
	2	雑誌	種類ごとにひもでしばる
	3	ダンボール	雨の日は出さない
	4	紙パック	※雑紙は紙袋かダンボールに入れて 「雑紙」と書く
	5	雑紙	
	6	布類(衣類、シーツ、タオル)	
	7	かん(アルミ缶、スチール缶)	中身をきれいにして黄色コンテナへ
	8	びん(飲料・食品・化粧品のガラスびん)	中身をきれいにして青色コンテナへ
資源物	9	ペットボトル	中身をきれいにしてラベル・キャップを はずし、緑色コンテナへ
	10	小型家電	白色コンテナの脇へ
	11	金属類(金属主体の製品)	細かいものは中身が分かるよう袋に入 れる
	12	蛍光管・電球	包装を外して市役所、公民館、総合福祉 センター、ダノン城沼アリーナ、蛍光管 回収協力店の表示がある電気店・ホーム センターの回収ボックスへ
	13	乾電池	白色コンテナヘ
	14	スプレー缶(可燃性ガス使用缶)	※スプレー缶は中身を使い切って
	15	食用油(植物油)	ペットボトルなどの密閉容器に入れて 市役所、公民館、総合福祉センターの回 収ボックスへ
プラスチック	16	プラスチック製容器包装、プラスチッ ク製品	透明または半透明の袋に入れる
不燃ごみ	17	不燃材料主体の製品(<mark>ガラス製品</mark> 、 <mark>陶磁器</mark> 、その他)	白色コンテナの脇へ 細かいものは中身が分かるよう袋に入 れる 電池を外して
	18	焼却灰	
可燃ごみ	19	<u>生ごみ</u> 、汚れたプラスチック・布・紙 (<mark>紙おむつ</mark>)、 <mark>草・枝</mark>	透明または半透明の袋に入れる 枝は直径3㎝長さ40㎝以内にし、ひも でしばる

※ …リサイクル(資源化)できる品目

3. 資源とごみの収集日程表

	町名	可燃	不燃・資源	プラ		町名	可燃	不燃・資源	プラ
あ	青柳町	月・木	第1・3金	第2・4金	た	田谷町	水・土	第1・3月	第2・4月
	赤土町	水・土	第1・3月	第2・4月		千塚町	水・土	第1・3月	第2·4月
	赤生田町	月・木	第2・4火	第1・3火		千代田町	月・木	第1・3月	第2·4金
	赤生田本町	月・木	第2・4火	第1・3火		つつじ町	月・木	第1・3水	第2·4水
	朝日町	火・金	第1・3火	第1・3土		当郷町	水・土	第1・3木	第2·4木
	足次町	月・木	第2・4火	第1・3火	な	苗木町	月・木	第2・4土	第1・3土
	入ケ谷町	火・金	第2・4木	第1・3木		仲町	火・金	第1・3土	第2・4土
	大街道一丁目	水・土	第2・4月	第1・3月		成島町	火・金	第1・3木	第2·4木
	大街道二丁目	水・土	第1・3火	第2・4火		西高根町	月・木	第1・3金	第2·4金
	大街道三丁目	水・土	第2・4月	第1・3月		西本町	火・金	第1・3月	第2・4月
	大島町	火・金	第2·4木	第1・3木		西美園町	水・土	第1・3金	第2·4金
	大島町(リバーサイド)	火・金	第2・4水	第1・3水		野辺町	火・金	第2・4木	第1・3木
	大新田町	火・金	第1・3月	第2・4月	は	花山町	水・土	第1・3木	第2·4木
	大手町	水・土	第1・3土	第1・3火		羽附町	月・木	第1・3火	第2·4火
	大谷町	火・金	第2・4水	第1・3水		羽附旭町	月・木	第1・3火	第2・4火
	岡野町	月・木	第1・3金	第2・4金		東広内町	火・金	第1・3月	第2・4月
	尾曳町	火・金	第1・3木	第2・4木		東美園町	水・土	第2・4金	第1・3金
か	加法師町	火・金	第2・4土	第1・3土		日向町	月・木	第2・4金	第1・3金
	上赤生田町	月・木	第1・3土	第2・4土		広内町	月・木	第2・4金	第1・3金
	上早川田町	月・木	第2・4水	第1・3水		富士原町	水・土	第2・4月	第1・3月
	上三林町	火・金	第1・3木	第2·4木		富士見町	水・土	第1・3月	第2·4月
	北成島町	火・金	第1・3水	第2・4水		分福町	月・木	第2・4金	第1・3金
	木戸町	水・土	第1・3火	第2・4火		傍示塚町	水・土	第1・3火	第2·4火
	楠町	水・土	第2・4月	第1・3月		細内町	水・土	第1・3月	第2・4月
	小桑原町	水・土	第2·4木	第1・3木		堀工町	月・木	第1・3水	第2·4水
	近藤町	火・金	第2・4水	第1・3水		本町一丁目	月・木	第2・4土	第1・3土
さ	栄町	水・土	第2·4火	第1・3火		本町二丁目	火・金	第1・3火	第2·4木
	坂下町	月・木	第1・3金	第2・4金		本町三丁目	月・木	第1・3火	第2·4火
	下早川田町	月・木	第2·4水	第1・3水		本町四丁目	水・土	第1・3月	第2·4月
	下三林町	火・金	第2・4木	第1・3木	ま	松原一丁目	火・金	第2・4月	第1・3月
	城町	月・木	第2・4土	第1・3土		松原二丁目	火・金	第1・3水	第2·4水
	新宿一丁目	火・金	第2・4木	第1・3木		松原三丁目	月・木	第2・4水	第1・3水
	新宿二丁目	水・土	第2・4火	第1・3火		松沼町	火・金	第2·4木	第1・3木
	新栄町	水・土	第2・4火	第1・3火		美園町	水・土	第1・3金	第2·4金
	諏訪町	月・木	第2·4金	第1・3金		緑町一丁目	火・金	第1・3月	第2·4月
	瀬戸谷町	火・金	第1・3水	第2·4水		緑町二丁目	火・金	第2·4水	第1・3水
た	代官町	月・木	第1・3土	第2·4土		南美園町	水・土	第2·4金	第1・3金
	台宿町	水・土	第1・3土	第1・3火	ゃ	四ツ谷町	水・土	第1・3月	第2・4月
	高根町	月・木	第2·4火	第1・3火	わ	若宮町	火・金	第1・3水	第2·4水

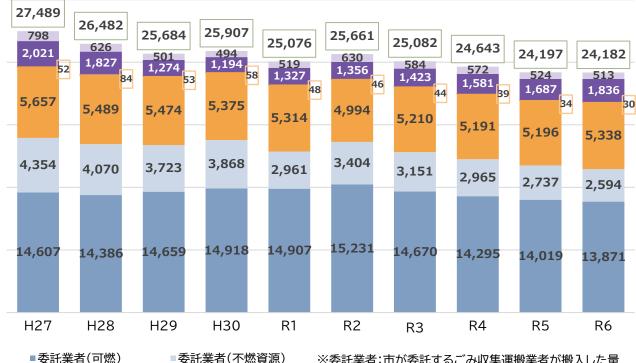
4. ごみステーション数

Pr-47	10	ステーション数		TT- 47	10	ステーション数	
町名	人口	可燃	不燃・資源	町名	人口	可燃	不燃・資源
本町一丁目	472	18	26	新宿一丁目	453	28	9
本町二丁目	578	35	36	新宿二丁目	1,047	27	15
本町三丁目	285	11	10	緑町一丁目	1,018	36	8
本町四丁目	864	34	32	緑町二丁目	920	26	14
千代田町	450	21	18	松原一丁目	1,240	32	27
富士見町	1,059	31	33	松原二丁目	898	27	21
栄町	882	24	19	松原三丁目	414	13	13
新栄町	373	13	7	つつじ町	785	24	22
仲町	441	39	35	美園町	1,422	19	12
西本町	687	32	32	東美園町	1,029	12	6
代官町	429	17	18	南美園町	610	6	6
台宿町	343	20	12	西美園町	674	16	7
坂下町	889	25	26	小桑原町	1,438	28	15
広内町	1,034	36	36	富士原町	2,142	46	44
東広内町	223	4	4	堀工町	3,280	52	42
朝日町	1,184	39	34	分福町	522	5	5
大手町	482	19	13	青柳町	1,249	26	13
城町	782	27	21	近藤町	2,168	51	43
尾曳町	1,351	37	32	苗木町	1,272	12	9
大街道一丁目	1,003	36	36	諏訪町	704	19	12
大街道二丁目	1,092	34	36	野辺町	559	16	16
大街道三丁目	722	23	24	上三林町	1,302	13	27
岡野町	1,208	28	20	下三林町	888	1	23
当郷町	1,121	16	9	入ケ谷町	122	1	1
細内町	282	5	3	高根町	2,250	33	43
千塚町	94	1	1	成島町	2,612	76	77
田谷町	112	1	1	大谷町	1,931	53	57
四ツ谷町	105	1	1	赤土町	1,118	29	29
加法師町	934	18	14	北成島町	1,768	37	21
若宮町	976	23	23	松沼町	1,047	30	21
瀬戸谷町	697	10	10	西高根町	2,204	50	46
大島町	1,813	20	20	木戸町	381	7	8
上赤生田町	797	9	7	日向町	1,859	42	17
赤生田本町	620	5	5	大新田町	106	1	1
赤生田町	568	11	10	足次町	2,240	57	43
羽附町	656	19	12	下早川田町	373	9	2
花山町	2,106	31	30	傍示塚町	128	1	1
楠町	724	12	10	上早川田町	270	2	1
羽附旭町	454	6	5	合計	73,335	1,762	1,506

5. ごみに関するデータ

(1) ごみの量(搬入方法別) ※集団回収は除く

単位:t

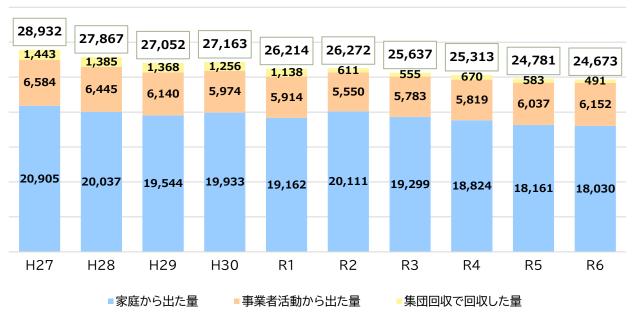


■許可業者(可燃) ■持込み(可燃)

- □許可業者(不燃資源)
- ■持込み(不燃資源)
- ※委託業者:市が委託するごみ収集運搬業者が搬入した量
- ※許可業者:市が許可する収集運搬業者が搬入した量
- ※持込み:個人または事業者が直接搬入した量

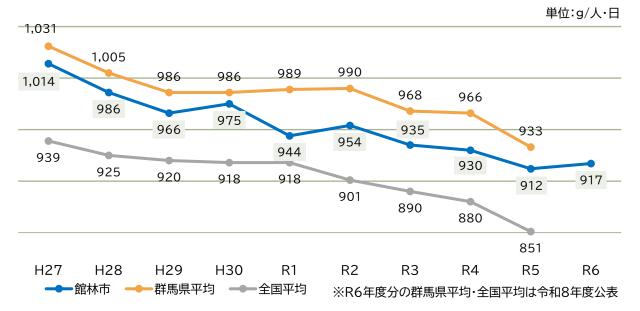
(2) ごみの量(排出者別)

単位:t

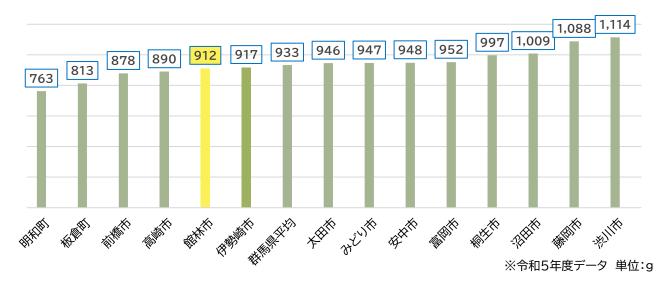


10

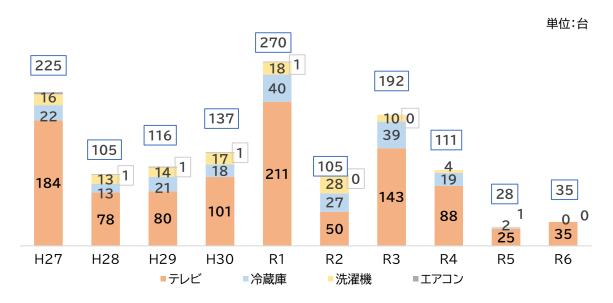
(3) 1人1日当たりの排出量



(4) 1人1日当たり排出量県内状況(12市及び板倉町・明和町)

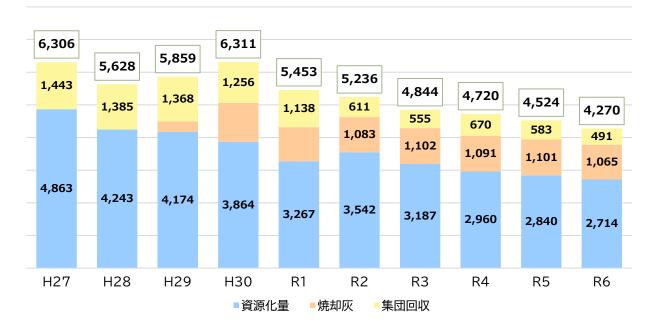


(5) ごみステーションへの不法投棄物台数 ※家電リサイクル法対象製品

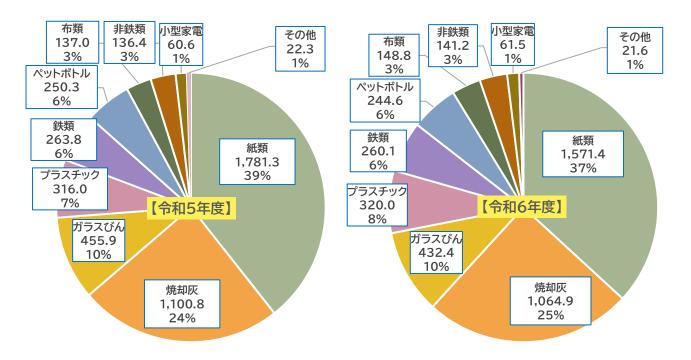


(6) 資源化量 ※収集したごみのうち資源としてリサイクルした量

単位:t

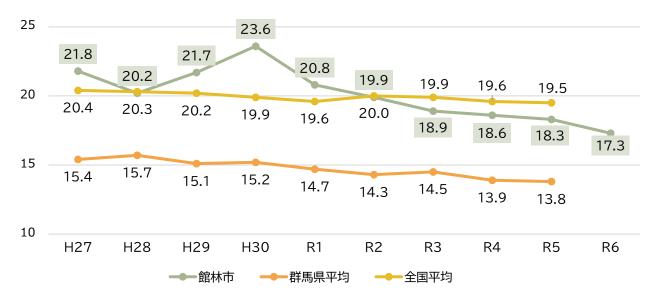


(7) 資源化量内訳 単位:t

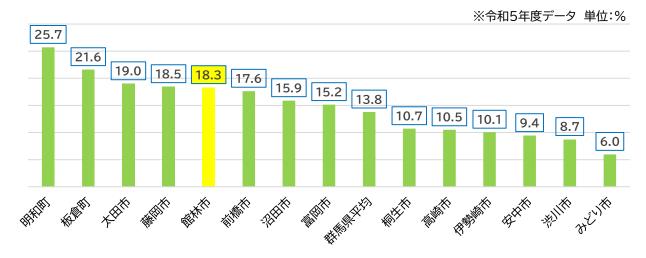


(8) リサイクル率 ※ごみ排出量のうち資源化量の割合 (集団回収含む)

単位:%



(9) リサイクル率県内状況(12市及び板倉町・明和町)

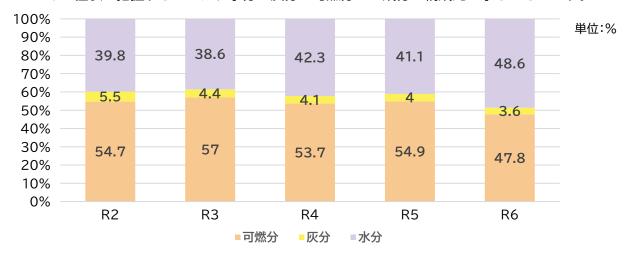


6. 可燃ごみの処理

可燃ごみ(可燃性粗大ごみ含む)は、焼却処理施設たてばやしクリーンセンター(館林衛生施設組合)にて24時間稼働により焼却処理を行っています。また、ごみの質分析を年4回以上おこなっています。

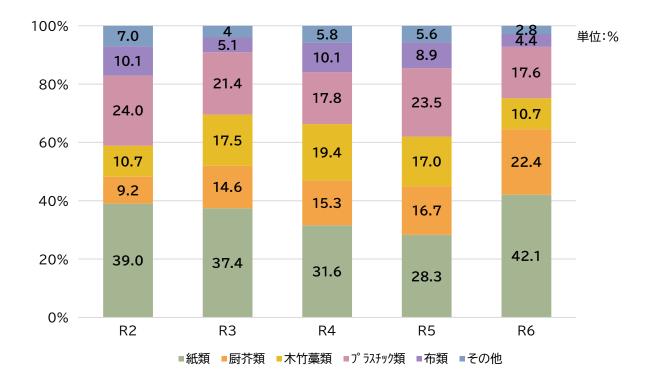
(1) ごみの質分析結果(三成分値) ※重量比

ごみの性状を把握するために、水分・灰分・可燃分の三成分の構成比で示したものです。



(2) ごみの質分析結果 (種類組成) ※湿重量比

水分を含んだ状態で重量を計測し、種類別の構成比を示したものです。



7. 不燃ごみの処理

不燃ごみ(不燃性粗大ごみ含む)は、破砕処理施設いたくらリサイクルセンター(館林衛生施設組合)で手選別し、資源物を回収した後、破砕処理を行っています。

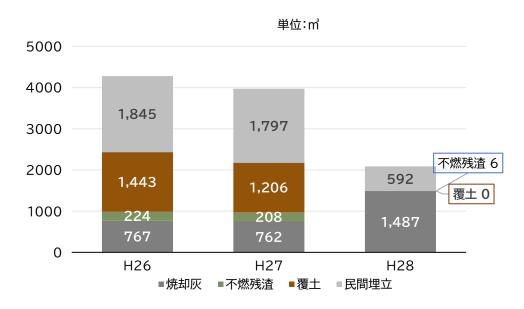
8. 最終処分場の管理

市の最終処分場では、平成5年度から焼却処理施設の焼却残渣と粗大ごみ処理施設の不燃残渣の埋立処分を行ってきましたが、平成29年度の広域共同処理の開始により、新たな埋立処分はなくなり、めいわエコパーク(館林衛生施設組合)にて最終処分(埋立)を行っています。

また、最終処分場は遮水工・排水処理施設を設けた管理型と呼ばれる形式で埋立方式は埋立物を 覆土で挟むサンドイッチ方式で、遮水シートの表面には20~30cmのシート保護材を入れていま す。

「放射性物質汚染特別措置法」により、平成24年度から放流水及び地下水における放射性物質 の測定や最終処分場敷地における空間線量の毎週測定が義務づけられています。

(1) 最終処分場の埋立実績



(2) 最終処分場放射性物質測定結果

令和6年度における測定結果は、放流水及び地下水ともにすべて不検出であり、維持管理基準に 適合していることから、周辺環境に影響を及ぼす状況は見られませんでした。

■測定場所:最終処分場

■維持管理基準:放射性セシウム 134 (濃度限度 60Bq/L) 及び放射性セシウム 137 (濃度限度 90Bq/L) それぞれの濃度限度に対する測定値の割合の和が 1 を超えないこと

(3) 最終処分場敷地境界空間線量率測定結果

令和6年度における測定結果は、すべて ICRP (国際放射線防護委員会)が示す基準値 (平常時 1 mSv/y) を下回っていることから、周辺環境に影響を及ぼす状況は見られませんでした。

■測定場所:最終処分場敷地境界(4地点)及びバックグラウンド(周縁部1地点)の計5地点

(4) 最終処分場浸出水処理施設放流水の水質検査結果

※令和6年5月20日測定

Tuntuntuntuntuntuntuntuntuntuntuntuntuntu
2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 mg/l <0.0005 0.005 3 カドミウム及びその化合物 mg/l <0.003 0.03 4 鉛及び化合物 mg/l <0.01 0.1 5 有機燐化合物 mg/l <0.01 0.5 6 六価クロム化合物 mg/l <0.01 0.5 7 砒素及び化合物 mg/l <0.01 0.1 8 シアン化合物 mg/l <0.01 1 9 ポリ塩化ビフェニル mg/l <0.001 0.3 10 トリクロロエチレン mg/l <0.001 0.3 11 テトラクロロエチレン mg/l <0.001 0.1 12 ジクロロメタン mg/l <0.001 0.0 13 四塩化炭素 mg/l <0.001 0.0 14 1・2-ジクロロエチレン mg/l <0.002 0.0 15 1・1-ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.4 17 1・1・1-トリクロロエチレン mg/l <0.004 0.4 17 1・1・1-トリクロロエタン mg/l <0.004 0.0 18 1・1・2・トリクロロエタン mg/l <0.001 3 18 1・1・2・トリクロロエタン mg/l <0.006 0.06 19 1・3・ジクロロブロベン mg/l <0.002<
2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 mg/l <0.0005 0.005 3 カドミウム及びその化合物 mg/l <0.003 0.03 4 鉛及び化合物 mg/l <0.01 0.1 5 有機燐化合物 mg/l <0.01 0.5 6 六価クロム化合物 mg/l <0.01 0.5 7 砒素及び化合物 mg/l <0.01 0.1 9 ポリ塩化ビフェニル mg/l <0.0005 0.003 10 トリクロロエチレン mg/l <0.001 0.3 11 テトラクロロエチレン mg/l <0.001 0.1 12 ジクロロメタン mg/l <0.001 0.1 12 ジクロロエタン mg/l <0.001 0.0 13 四塩化炭素 mg/l <0.001 0.0 14 1・2-ジクロロエタン mg/l <0.004 0.4 15 1・1-ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.4 17 1・1-トリクロロエタン mg/l <0.004 0.4 17 1・1-トリクロロエタン mg/l <0.001 3 18 1・1・2-トリクロロエタン mg/l <0.001 3 18 1・1・2-トリクロロエタン mg/l <0.006 0.06 19 1・3-ジクロロブロペン mg/l <0.002<
3 カドミウム及びその化合物 mg/l <0.003 0.03 4 鉛及び化合物 mg/l <0.01 0.1 0.1 5 有機燐化合物 mg/l <0.01 1 1 0.5 有機燐化合物 mg/l <0.01 1 1 0.5 1 1 1 0.5 1 1 1 0.5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
4 鉛及び化合物 mg/l <0.01 0.1 5 有機嫌化合物 mg/l <0.1 1 6 六価クロム化合物 mg/l <0.01 0.5 7 砒素及び化合物 mg/l <0.01 0.1 8 シアン化合物 mg/l <0.001 0.1 9 ポリ塩化ビフェニル mg/l <0.0005 0.003 10 トリクロロエチレン mg/l <0.001 0.3 11 テトラクロロエチレン mg/l <0.001 0.1 12 ジクロロメタン mg/l <0.001 0.0 14 1・2-ジクロロエチレン mg/l <0.001 0.02 14 1・2-ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.04 15 1・1-ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.4 17 1・1・1-トリクロロエタン mg/l <0.004 0.4 17 1・1・1-トリクロロエタン mg/l <0.006 0.06 19 1・3-ジクロロプロペン mg/l <0.002 0.02 20 チウラム mg/l <0.002 0.02 21 シマジン mg/l <0.006 0.06 21 シマジン mg/l <0.001 0.1 25 ほう素及びその化合物 mg/l <0.01 0.1
5 有機嫌化合物 mg/l <0.1 1 6 六価クロム化合物 mg/l <0.01 0.5 7 砒素及び化合物 mg/l <0.01 0.1 8 シアン化合物 mg/l <0.0005 0.003 10 トリクロロエチレン mg/l <0.0001 0.3 11 テトラクロロエチレン mg/l <0.001 0.1 12 ジクロロメタン mg/l <0.001 0.02 13 四塩化炭素 mg/l <0.001 0.02 14 1・2・ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.04 15 1・1・ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.4 17 1・1・1・トリクロロエタン mg/l <0.004 0.4 17 1・1・1・トリクロロエタン mg/l <0.001 3 18 1・1・2・トリクロロエタン mg/l <0.001 3 18 1・1・2・トリクロロプロペン mg/l <0.006 0.06 19 1・3・ジクロロプロペン mg/l <0.000 0.02 20 チウラム mg/l <0.000 0.02 21 シマジン mg/l <0.001 0.1 22 チオベンガルブ mg/l <0.01 0.1 25 ほう素及びその化合物 mg/l <0.01
6 六価クロム化合物 mg/l <0.01 0.5 7 砒素及び化合物 mg/l <0.01 0.1 8 シアン化合物 mg/l <0.1 1 9 ポリ塩化ビフェニル mg/l <0.0005 0.003 10 トリクロロエチレン mg/l <0.001 0.3 11 テトラクロロエチレン mg/l <0.001 0.1 12 ジクロロメタン mg/l <0.002 0.2 13 四塩化炭素 mg/l <0.001 0.02 14 1・2・ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.04 15 1・1・ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.4 17 1・1・1・トリクロロエタン mg/l <0.004 0.4 17 1・1・1・トリクロロエタン mg/l <0.006 0.06 19 1・3・ジクロロプロペン mg/l <0.000 0.06 19 1・3・ジクロロプロペン mg/l <0.002 0.02 20 チウラム mg/l <0.006 0.06 21 シマジン mg/l <0.002 0.02 22 チオベンカルブ mg/l <0.01 0.1 24 セレン及びその化合物 mg/l <0.01 0.1 25 ほう素及びその化合物 mg/l <0.00
7 砒素及び化合物 mg/l <0.01
8 シアン化合物
9 ポリ塩化ピフェニル mg/l <0.0005 0.003 10 トリクロロエチレン mg/l <0.001 0.3 11 テトラクロロエチレン mg/l <0.001 0.1 12 ジクロロメタン mg/l <0.002 0.2 13 四塩化炭素 mg/l <0.004 0.04 15 1・1・ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.04 15 1・1・ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.4 17 1・1・トリクロロエタン mg/l <0.004 0.4 17 1・1・2・ドリクロロエタン mg/l <0.006 0.06 19 1・3・ジクロロプロペン mg/l <0.006 0.06 19 1・3・ジクロロプロペン mg/l <0.002 0.02 20 チウラム mg/l <0.006 0.06 21 シマジン mg/l <0.006 0.06 21 シマジン mg/l <0.003 0.03 22 チオベンカルブ mg/l <0.01 0.1 24 セレン及びその化合物 mg/l <0.01 0.1 25 ほう素及びその化合物 mg/l <0.000 0.02 29 1・4 - ジオキサン mg/l <0.0002 0.02 29 1・4 - ジオキサン mg/l <0.00
9 ポリ塩化ビフェニル mg/l <0.0005 0.003 10 トリクロロエチレン mg/l <0.001 0.3 11 テトラクロロエチレン mg/l <0.001 0.1 12 ジクロロメタン mg/l <0.002 0.2 13 四塩化炭素 mg/l <0.001 0.02 14 1・2・ジクロロエタン mg/l <0.004 0.04 15 1・1・ジクロロエチレン mg/l <0.002 0.2 16 シス・1・2・ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.4 17 1・1・1・トリクロロエタン mg/l <0.001 3 18 1・1・2・トリクロロエタン mg/l <0.006 0.06 19 1・3・ジクロロプロペン mg/l <0.002 0.02 20 チウラム mg/l <0.006 0.06 21 シマジン mg/l <0.006 0.06 21 シマジン mg/l <0.003 0.03 22 チオベンカルブ mg/l <0.01 0.1 24 セレン及びその化合物 mg/l <0.01 0.1 25 ほう素及びその化合物 mg/l <0.000 0.02 29 1・4・ジオキサン mg/l <0.0002 0.02 29 1・4・ジオキサン mg/l <0.004 </th
10 トリクロロエチレン mg/l <0.001 0.3 11 テトラクロロエチレン mg/l <0.001 0.1 12 ジクロロメタン mg/l <0.002 0.2 13 四塩化炭素 mg/l <0.001 0.02 14 1·2-ジクロロエタン mg/l <0.004 0.04 15 1·1-ジクロロエチレン mg/l <0.002 0.2 16 シス・1・2-ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.4 17 1·1·1-トリクロロエタン mg/l <0.001 3 18 1·1·2-トリクロロエタン mg/l <0.006 0.06 19 1·3-ジクロロプロペン mg/l <0.006 0.06 19 1·3-ジクロロプロペン mg/l <0.002 0.2 20 チウラム mg/l <0.006 0.06 21 シマジン mg/l <0.003 0.03 22 チオベンカルブ mg/l <0.003 0.03 22 チオベンカルブ mg/l <0.01 0.1 24 セレン及びその化合物 mg/l <0.01 0.1 25 ほう素及びその化合物 mg/l <0.01 0.1 26 ふっ素及びその化合物 mg/l 0.6 10 26 ふっ素及びその化合物 mg/l 7 100 28 塩化ビニルモノマー mg/l <0.002 0.02 29 1·4・ジオキサン mg/l <0.002 0.02 29 1·4・ジオキサン mg/l <0.004 0.4 31 ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油) mg/l <1.0 5
11 テトラクロロエチレン
12 ジクロロメタン
13 四塩化炭素
14 1・2-ジクロロエタン mg/l <0.004 0.04 15 1・1-ジクロロエチレン mg/l <0.02 0.2 16 シス・1・2-ジクロロエチレン mg/l <0.04 0.4 17 1・1・1・トリクロロエタン mg/l <0.001 3 18 1・1・2・トリクロロエタン mg/l <0.006 0.06 19 1・3・ジクロロプロペン mg/l <0.002 0.02 20 チウラム mg/l <0.006 0.06 21 シマジン mg/l <0.003 0.03 22 チオベンカルブ mg/l <0.01 0.1 24 セレン及びその化合物 mg/l <0.01 0.1 25 ほう素及びその化合物 mg/l 0.6 10 26 ふっ素及びその化合物 mg/l 0.3 8 27 アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/l <0.0002 0.02 28 塩化ビニルモノマー mg/l <0.0002 0.02 29 1・4・ジオキサン mg/l <0.004 0.4 31 ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油) mg/l <1.0 5
15 1·1-ジクロロエチレン mg/l <0.02 0.2 16 シス・1・2-ジクロロエチレン mg/l <0.04 0.4 17 1·1·1-トリクロロエタン mg/l <0.001 3 18 1·1·2-トリクロロエタン mg/l <0.006 0.06 19 1·3-ジクロロプロペン mg/l <0.002 0.02 20 チウラム mg/l <0.006 0.06 21 シマジン mg/l <0.003 0.03 22 チオベンカルブ mg/l <0.01 0.1 24 セレン及びその化合物 mg/l <0.01 0.1 25 ほう素及びその化合物 mg/l <0.01 0.1 26 ふっ素及びその化合物 mg/l 0.6 10 26 ふっ素及びその化合物 mg/l 0.3 8 27 アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/l 7 100 28 塩化ビニルモノマー mg/l <0.002 0.02 29 1·4・ジオキサン mg/l <0.002 0.02 29 1·4・ジオキサン mg/l <0.002 0.5 30 1·2・ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.4 31 ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油) mg/l <1.0 5
16 シス・1・2-ジクロロエチレン mg/l
16 シス・1・2-ジクロロエチレン
17 1・1・1-トリクロロエタン
18
19 1・3-ジクロロプロペン mg/l <0.002 0.02 20 チウラム mg/l <0.006 0.06 21 シマジン mg/l <0.003 0.03 22 チオベンカルブ mg/l <0.02 0.2 23 ベンゼン mg/l <0.01 0.1 24 セレン及びその化合物 mg/l <0.01 0.1 25 ほう素及びその化合物 mg/l 0.6 10 26 ふっ素及びその化合物 mg/l 0.3 8 27 アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/l 7 100 28 塩化ビニルモノマー mg/l <0.0002 0.02 29 1・4 - ジオキサン mg/l <0.012 0.5 30 1・2 - ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.4 31 ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油) mg/l <1.0 5
20チウラムmg/l<0.006
21シマジンmg/l<0.003
22 チオベンカルブ mg/l <0.02 0.2 23 ベンゼン mg/l <0.01 0.1 24 セレン及びその化合物 mg/l <0.01 0.1 25 ほう素及びその化合物 mg/l 0.6 10 26 ふっ素及びその化合物 mg/l 0.3 8 27 アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/l 7 100 28 塩化ビニルモノマー mg/l <0.0002 0.02 29 1・4 - ジオキサン mg/l 0.012 0.5 30 1・2 - ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.4 31 ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油) mg/l <1.0 5
23 ベンゼン mg/l <0.01 0.1 24 セレン及びその化合物 mg/l <0.01 0.1 25 ほう素及びその化合物 mg/l 0.6 10 26 ふっ素及びその化合物 mg/l 0.3 8 27 アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/l 7 100 28 塩化ビニルモノマー mg/l <0.0002 0.02 29 1・4 - ジオキサン mg/l 0.012 0.5 30 1・2 - ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.4 31 ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油) mg/l <1.0 5
24セレン及びその化合物mg/l<0.01
25 ほう素及びその化合物 mg/l 0.6 10 26 ふっ素及びその化合物 mg/l 0.3 8 27 アンモニア,アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/l 7 100 28 塩化ビニルモノマー mg/l <0.0002 0.02 29 1・4 - ジオキサン mg/l 0.012 0.5 30 1・2 - ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.4 31 ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油) mg/l <1.0 5
26ふっ素及びその化合物mg/l0.3827アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物mg/l710028塩化ビニルモノマーmg/l<0.00020.02291・4 - ジオキサンmg/l0.0120.5301・2 - ジクロロエチレンmg/l<0.0040.431ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油)mg/l<1.05
27 アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/l 7 100 28 塩化ビニルモノマー mg/l <0.0002 0.02 29 1・4 - ジオキサン mg/l 0.012 0.5 30 1・2 - ジクロロエチレン mg/l <0.004 0.4 31 ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油) mg/l <1.0 5
27アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物mg/l710028塩化ビニルモノマーmg/l<0.0002
28塩化ビニルモノマーmg/l<0.0002
291・4 - ジオキサンmg/l0.0120.5301・2 - ジクロロエチレンmg/l<0.004
301・2 - ジクロロエチレンmg/l<0.004
31 ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油) mg/l <1.0 5
32 ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油) mg/l <1.0 30
33 フェノール類含有量 mg/l <0.1 1
34 銅類含有量 mg / ℓ < 0.1
35 亜鉛含有量 mg/l <0.1 2
36 溶解性鉄含有量 mg / ℓ < 0.1 10
37 溶解性マンガン含有量 mg/l <0.1 10
38 クロム含有量 mg/ℓ <0.1 2
39 大腸菌群数 3,000
40
41 水素イオン濃度(水素指数) pH 7.4 5.8~8.6
42 BOD (生物化学的酸素要求量) mg/l 1.4 25
43 COD (化学的酸素要求量) mg/l 9.3 25
44 SS(浮遊物質量) mg/ℓ <1.0 50
45 窒素含有量 mg/l 7.7 120
46 ダイオキシン類(コプラナーPCB含む) pg-TEQ/l 0.000030 10

9. ごみ減量・リサイクル推進事業

(1) 館林市廃棄物減量等推進審議会

「館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第6条に基づき、市長の諮問に応じ一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、平成5年に設置されました。市長が委嘱する委員15人以内(会長1人、副会長1人)、任期は2年となっています。

■審議事項

- ・一般廃棄物の処理計画の策定に関すること
- ・一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関すること
- ・一般廃棄物の不法投棄及び生活環境の保全に関すること
- ・その他一般廃棄物に関する重要事項
- ■委員名簿(任期:令和6年6月1日~令和8年5月31日)

) H/
区分	氏名	組織名・団体名
識見を有する者	葉 坂 喜美子	(会長)
	櫻 井 誠 一	
市民組織を代表する者	峰 岸 一 弘	館林市区長協議会
	小 倉 末 夫	(副会長)館林市環境保健委員協議会
事業団体等を代表する者	塚 田 一 晃	NPO法人三松会
	横田一夫	館林商工会議所
	小 林 きしよ	邑楽館林農業協同組合
公募による市民	宮本了一	
	鈴 木 一 正	
	中島進一	
	根 津 操	
	橋 本 裕 子	

(2) 館林市廃棄物減量等推進員

「館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」第4条及び「館林市廃棄物減量等推進員に関する要綱」に基づき、市施策への協力やその他の活動により一般廃棄物の減量等を推進するため、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する地域住民に市長が委嘱し、平成5年に設置されました。区長、副区長、環境保健委員、地区推薦委員(区長推薦)で構成され、任期は2年となっています。

■活動内容(職務)

- ・地域におけるごみの減量化及び資源化の推進並びに適正な排出等の指導に関すること
- ・市が行う啓発活動への協力に関すること
- ・ごみの収集、処理等に関する意見や情報の提供に関すること
- ■推進員の構成(任期:令和6年4月1日~令和8年3月31日)

丛 分	人致
区長	65 名
副区長	180名
環境保健委員	135 名
地区推薦委員	312名
合計	685名

※令和7年6月1日時点

(3) チラシ・パンフレット等

① 資源とごみの分け方・出し方



毎戸配布

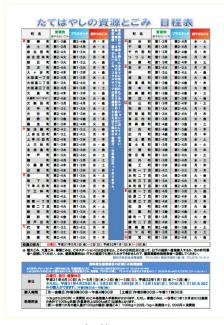
※外国語版(英語・中国語・ベトナム語・ 韓国語・スペイン語)はホームページ掲載または地球環境課窓口で配布

② 資源とごみ分別収集カレンダー



毎戸配布

③ 資源とごみの収集日程表



ホームページ掲載 ※外国語版(英語・中国語・ベトナム語 韓国語・スペイン語)あり

④ ごみ分別辞典



ホームページ掲載

⑤ 公式 LINE



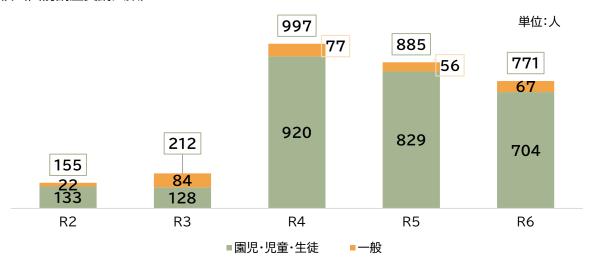
ごみの分別検索、ごみの日通知



(4) 出前講座

市民や団体等を対象とした出前講座「ごみを減らして資源を生かそう!〜循環型のまちづくり〜」を実施しています。また、主に小学4年生のたてばやしクリーンセンターの施設見学の際にも出前講座を実施しています。

■実績(出前講座受講人数)



(5) 館林ケーブルテレビ

■令和6年度実績

放送月	テーマ
4月	資源とごみの分別
6月	ごみゼロ館リユースイベント
10月	食品ロス
2月	ペットボトル水平リサイクル
3月	エコクッキング

(6) 広報紙・ホームページ等への掲載

「広報たてばやし」の特集や「エコシティ mini」のコーナー、ホームページ、「公式 LINE」等にて、 ごみの情報を発信しています。

※資源とごみ分別アプリ「さんあ~る」は令和7年3月末で終了

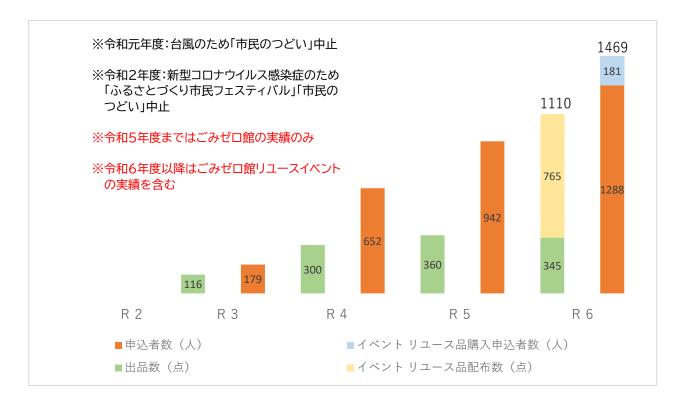
(7) リユース事業

不用品の有効利用、リサイクルの意識を高めるため、「ふるさとづくり市民フェスティバル」や「市 民のつどい」において、リユース品(家具等)の抽選会やフリーマーケットを行ってきました。

令和3年度からはごみゼロ館においてもリユース品のオークション販売を行っています。

また、令和6年度からはごみゼロ館リユースイベントを開催し、まだ使うことができる衣料品・本・おもちゃ等の配布・販売のほか、ぬいぐるみや食器、水銀製品の回収やフードドライブ事業を行っています。

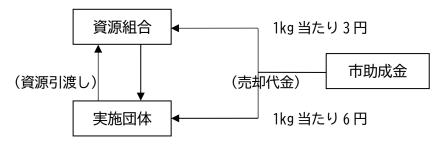
■実績(リユース品 出品数・申込者数)



(8) 再生資源集団回収事業助成金交付

家庭や地域における資源のリサイクルとごみの減量化を推進するため、子ども会、町内会及び学校などの資源回収実施団体と、回収された資源の買い取りを行っている館林広域再生資源事業協同組合に対して、回収量に応じた助成金を交付しています。

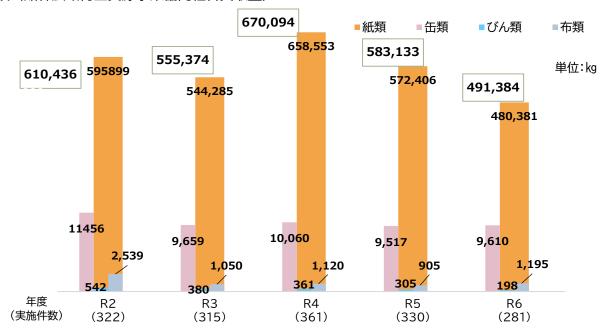
【集団回収の流れ】



■沿革

年度	助成内容
S56	売却代金の 10%以内
Н3	売却代金の 20%+2,000 円/回
H5	回収量に対し団体に5円/kg、資源組合に1円/kg
Н6	回収量に対し団体に6円/kg、資源組合に3円/kg

■実績(館林広域再生資源事業協同組合買取量)



(9) ごみ減量化器具購入費助成金交付

ごみの減量と資源化を推進するため、家庭の生ごみをごみ減量化器具を用いて微生物分解や乾燥などの方法により、自家処理するかたに対して購入費の一部を助成しています。

①生ごみ処理槽(コンポスト)

生ごみの堆肥化を促進するプラスチック製の容器(円筒)で、庭や畑などに設置し、土中の微生物に生ごみを分解させて堆肥化するもの。

【助成金額】3,000円/基(130L以上の容器、市指定店で割引購入)

②生ごみ処理容器(EMぼかし容器)

生ごみの堆肥化を促進するバケツ型の密閉容器で、EM菌(有用微生物群)を用いて生ごみを発酵させて堆肥化するもの。(水分を切った生ごみを容器へ入れ、EMぼかし(EM菌を糖蜜・水・米ぬか・モミガラと混ぜて発酵・乾燥させたもの)を振り掛ける。)

【助成金額】1,000円/基(14L以上の容器、市指定店で割引購入)

③生ごみ処理機

生ごみを処理する家電製品で、乾燥(乾燥式)や分解(バイオ式)などにより減量化・堆肥化するもの。

【助成金額】購入金額の 1/2 (上限 20,000 円、1,000 円未満切捨) ※デジタル地域通貨ぽんちゃん Pay で交付

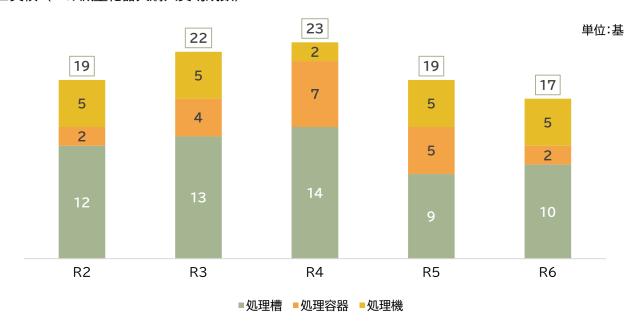
■沿革

年度	助成内容
S61	生ごみ処理槽 2,600円/基
H5	生ごみ処理槽 4,000円/基
Н8	生ごみ処理容器 1,000円/基(1世帯2基まで)
Н9	生ごみ処理槽 3,000円/基(1世帯2基まで)
H12	生ごみ処理機 購入金額の 1/2 (1 世帯 1 基まで、上限 20,000 円/基、100 円未満切捨)
H26	生ごみ処理槽 3,000円/基(130L以上) 生ごみ処理容器 1,000円/基(14L以上) 生ごみ処理機 購入金額の1/2(上限20,000円/基、1,000円未満切捨)

■生ごみ処理槽・処理容器購入指定店(令和7年4月1日現在、50 音順)

No.	指定店	所在地	電話番号
1	邑楽館林農協本所	館林市赤生田町 847	0276-74-5111
2	カンセキ館林店	館林市緑町二丁目 3-1	0276-72-8111
3	坂田金物店	館林市本町三丁目 2-28	0276-74-0149
4	せきいストア	館林市本町一丁目 3-30	0276-72-3358
5	ビバホーム館林店	館林市高根町 743-8	0276-76-2111
6	コメリハードアンドグリーン館林北店	館林市岡野町 67-2	0276-70-7220
7	DCM 館林アゼリアモール店	館林市楠町 3622-4	0276-80-3130

■実績(ごみ減量化器具購入費助成数)



10. ごみの収集・資源化

(1) 収集

①可燃ごみ : ステーション方式により週2回、地区ごとの指定曜日に収集します。 ②不燃ごみ・資源物: ステーション方式により月2回、地区ごとの指定曜日に収集します。 ③プラスチック : ステーション方式により月2回、地区ごとの指定曜日に収集します。

④蛍光管:市内電気店及び公共施設において、拠点回収

■収集運搬委託業者【館林市一般廃棄物処理事業協同組合】(令和7年4月1日現在)

No.	会社名	所在地	電話番号	収集区分	台数	人数
1	クリーン川村	館林市大島町 5422-1	0276-50-1418	不燃・資源	1台	2人
2	館林美化センター㈱	館林市苗木町 2447-32	0276-75-2200	可燃	3台	6人
	路が大门ピング(物)	以内(小) 1日(八) 1日(1日(1日(1日(1日(1日(1日(1日(1日(1日(1日(1日(1日(1	0210 13 2200	不燃・資源	2台	4人
				可燃	1台	2人
3	㈱鴇商	館林市苗木町 2548	0276-73-1343	不燃・資源	2台	4人
				プラ	1台	2人
				可燃	2台	4人
4	4 예星山商店	館林市美園町 26-14	0276-60-4036	不燃・資源	2台	4人
				蛍光管	1台	2人
5	(有)マルハチ	館林市堀工町 1624	0276-72-2603	不燃・資源	1台	2人
5	(日) Y 707 ()	以后4小1月3年上一門 1024	0210-12-2003	プラ	1台	2人
6	(株)横田商事	館林市足次町 26-1	0276-73-2416	可燃	3台	6人
0	(が)(現山(中)	以下はいていて、「一〇2 「一〇八二人に」	0210 13-2410	不燃・資源	1台	2人
	合計	21台(可燃9台、不燃・	資源9台、プラ	2台、蛍光管	1台)	42 人

■沿革

年月	区分	形態	台数	収集形態等
S47. 4	可燃	直営	6台	旧市街地週3回収集、その他地域週2回収集
347. 4 不燃・資源 旦		但占	4台	市内全域月2回収集
S58. 4	不燃・資源	委託	4台	(株)横田商事、(有)海原商事(各2台)
S62. 6	可燃	一部委託	6台	館林美化センター㈱(1台)
S63. 4	可燃	委託	6台	館林美化センター㈱、㈱鴇商、㈱横田商事 (各2台)
H 2. 4	不燃・資源	委託	6台	コウカプラント(株)、(株)鴇商、館林美化センター(株) (各2台)
H 5.10	不燃・資源	委託	6台	不燃ごみ・ビン類・カン類・新聞・ダンボール・雑誌・古布の7分類を分別収集開始 ビン類・カン類はコンテナボックスにより収集
H 7. 2	不燃・資源	委託	6台	分別収集にペットボトルを追加、8分類に
ц 7 л	可燃	委託	6台	館林市一般廃棄物処理事業協同組合に委託
H 7. 4	不燃・資源	委託	6台	既怀川 ^一 放疣果初処 埕事末 協问祖口に安武
H 8.10	可燃	委託	6台	ごみ袋を透明・半透明に指定
H 9. 4	不燃・資源	委託	6台	分別収集に飲料用紙製容器を追加、9分類に
H12. 6	可燃	委託	8台	収集地区を町名別に4分割とする
П12. 0	不燃・資源	委託	8台	収未地区を町石別に4万割と9つ
ш1//	可燃	委託	8台	可燃を市内全域週2回収集
H14. 4	不燃・資源	委託	8台	祝日、振替休日の収集を開始
U16 10	可燃	委託	8台	分別収集に雑紙を追加
H16. 10	不燃・資源	委託	8台	(10 分類)

年月	区分	形態	台数	収集形態等		
	可燃	委託	8台			
H19. 12	不燃・資源	委託	8台	分別収集にプラスチック類と蛍光管を追加		
П19. 12	プラ	委託	2台	(12 分類)		
	蛍光管	委託	1台			
	可燃	委託	8台			
H22. 4	不燃・資源	委託	8台	収集地区を4分割から2分割へ変更		
П22. 4	プラ	委託	2台	収集地区を4万割から2万割へ変更		
	蛍光管	委託	1台			
	可燃	委託	8台			
H23. 4	不燃・資源	委託	8台	分別収集にスプレー缶と乾電池を追加		
П23. 4	プラ	委託	2台	(14 分類)		
	蛍光管	委託	1台			
	可燃	委託	8台			
H26. 4	不燃・資源	委託	8台	収集反ばた3八割から会様に亦再		
П20. 4	プラ	委託	2台	収集区域を2分割から全域に変更		
	蛍光管	委託	1台			
	可燃	委託	8台			
H29. 4	不燃・資源	委託	8台	ごみ処理広域化に伴い、プラスチック類の台数を追加		
П29. 4	プラ	委託	3台	この処理仏域間に伴い、プラスチック類の自然を追加		
	蛍光管	委託	1台			
	可燃	委託	8台			
R 4. 4	不燃・資源	委託	8台	プラスチック類の台数を変更		
K 4. 4	プラ	委託	2台	ノノヘノッノ規の口数で交更		
	蛍光管	委託	1台			
	可燃	委託	9台			
R 7. 4	不燃・資源	委託	9台	収集体制の見直しを行い、可燃ごみ、不燃ごみ・資源物の台		
N /. 4	プラ	委託	2台	数を追加		
	蛍光管	委託	1台			

(2) 資源化

■資源化業者【館林広域再生資源事業協同組合】 ※令和7年4月1日現在、50音順

No.	会社名		代表	者名		所在地	電話番号	集団回収
1	㈱新井商店	新	井	栄	_	館林市大街道二丁目 3-33	0276-72-1434	0
2	(有)石井自動車解体	石	井		洋	館林市成島町 273-2	0276-73-0398	0
3	衛井野口自動車解体	井里	予口	悟	史	館林市大谷町 2997-2	0276-74-4885	
4	岩崎金属興業㈱	岩	崎	誉	徳	館林市近藤町 632	0276-73-0458	
5	岡田商店	田	村	有	希	館林市高根町 2528-1	0276-72-0568	
6	㈱海原	海	原	健	=	館林市近藤町 3-5	0276-73-0047	0
7	예鯉沼商店	鯉	沼	紀	好	明和町大字大佐貫 144	0276-84-2627	
8	㈱群馬総合紙業	南	雲		剛	館林市高根町 889-1	0276-74-6967	0
9	㈱須賀	須	賀	清	文	板倉町大字板倉 2424-1	0276-50-1938	
10	館林美化センター㈱	松	本	隆	志	館林市苗木町 2447-66	0276-75-2200	
11	㈱鴇商	鴇	﨑	隆	広	館林市苗木町 2548	0276-73-1343	0
12	㈱日下野商店	日7	▽野	幸	男	館林市新宿二丁目 4-10	0276-73-8068	
13	侑福島商事	福	島	悠	太	明和町大字南大島 1061	0276-84-2608	0
14	衛星山商店	星	Щ	高	徳	館林市美園町 26-14	0276-60-4036	0
15	堀越商店	堀	越		薫	館林市北成島町 2530-4	0276-72-2539	0
16	(有)マルハチ	嶋	田	和	雄	館林市堀工町 1624	0276-72-2603	
17	예武藤自動車解体	武	藤	秀	雄	館林市広内町 17-17	0276-72-1817	
18	梁瀬商店	梁	瀬	俊	_	板倉町大字板倉 2424-1	0276-82-0140	
19	㈱横田商事	横	田	_	夫	館林市足次町 26-1	0276-73-2416	0
20	吉永商店	吉	永		茂	館林市本町三丁目 7-39	0276-72-4312	0

(3) 一般廃棄物許可業者

■館林市一般廃棄物処理業者(収集運搬、処分) ※令和7年4月1日現在、許可番号順

NI	光	(人来産)が、たり/			サコロハ
No.	業者名	所在地	電話番号	取扱品目 ごみ(家庭系一般廃棄物)	許可区分
1	(株)横田商事	群馬県館林市足次町 26 番地 1	0276-73-2416	ごみ(事業系一般廃棄物) 家電リサイクル法対象製品	収集運搬
2	(有)森田工務店	群馬県館林市羽附町字上志柄 1609 番地	0276-75-0122	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
3	岩崎金属興業(株)	埼玉県川口市本蓮四丁目 1番 26 号	048-284-1911	廃プラスチック類 廃プラスチック類を含む複 合素材のごみ	処分
4	(株)新栄造園	群馬県館林市上三林町乙 1592 番地 1	0276-73-4197	木くず(家庭系・事業系)	収集運搬
5	(株)新栄造園	群馬県館林市上三林町乙 1592 番地 1	0276-73-4197	木くず(家庭系・事業系)	処分
6	昭和浄化槽サービス(有)	群馬県館林市堀工町 1884 番地の 28	0276-72-1299	し尿 浄化槽汚泥	収集運搬
7	㈱早川産業	群馬県館林市成島町 1141 番地の 30	0276-74-3574	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
8	(有)マルハチ	群馬県館林市堀工町 1624 番地	0276-72-2603	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物) 家電リサイクル法対象製品	収集運搬
9	(有)館林環境サービス	群馬県館林市本町一丁目2番9号	0276-72-0179	浄化槽汚泥	収集運搬
10	(有)大朏興業	栃木県佐野市船津川町 916 番地	0283-23-1105	浄化槽汚泥 し尿 ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
11	クリーン川村	群馬県館林市大島町 5422 番地1	0276-50-1418	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
12	館林美化センター(株)	群馬県館林市苗木町 2447番地 66	0276-75-2200	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
13	(有)砂賀産業	埼玉県羽生市大字藤井下組 298 番地 2	048-562-1832	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物) 家電リサイクル法対象製品	収集運搬
14	佐々木商事(株)	群馬県太田市東別所町 66 番地 1	0276-55-8778	ごみ(事業系一般廃棄物) 家電リサイクル法対象製品	収集運搬
15	尾池電業(有)	群馬県桐生市新里町新川 3874 番地	0277-74-3111	木くず(事業系)	収集運搬
16	(株)群馬総合紙業	群馬県館林市高根町 889 番地 1	027-266-6961	ごみ(家庭系一般廃棄物)	収集運搬
17	小曽根建設(株)	群馬県館林市花山町 2709 番地	0276-72-1692	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
18	(株)大野生研工業	埼玉県熊谷市下川上 1568 番地 11	048-526-0587	ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
19	エムケープラント(株)	群馬県邑楽郡大泉町大字古海 794 番地 75	0276-63-5793	ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
20	小林商店	群馬県太田市新島町 368 番地 1	0276-45-1475	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物) 家電リサイクル法対象製品	収集運搬
21	(有)高尾商店	群馬県邑楽郡大泉町朝日三丁目 11 番 38 号	0276-62-2019	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
22	(有)石井自動車解体	群馬県館林市成島町 273 番地の 1	0276-73-0398	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物) 家電リサイクル法対象製品	収集運搬
23	(株)鴇商	群馬県館林市苗木町 2548 番地	0276-73-1343	廃プラスチック類(ペットボトル)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	処分
24	(株)鴇商	群馬県館林市苗木町 2548 番地	0276-73-1343	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物) 家電リサイクル法対象製品	収集運搬
25	吉永商店	群馬県館林市本町三丁目7番39号	0276-72-4312	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
26	(株)吉田商事	群馬県太田市新田市野井町 1657 番地の 1	0276-57-1092	ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬

No.	業者名	所在地	電話番号	取扱品目	許可区分
27	(株)海原	群馬県館林市近藤町 3番5号	0276-73-0047	資源ごみ(古紙)	収集運搬
28	(有)福島商事	群馬県邑楽郡明和町南大島 1061 番地	0276-84-2608	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
29	洋泉興業(株)	群馬県邑楽郡大泉町坂田一丁目1番1号	0276-63-2622	ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
30	(有)星山商店	邑楽郡邑楽町大字赤堀 3751番 1	0276-60-4036	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
31	(株)髙田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町川端四丁目 13 番 5号	0480-34-5401	ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
32	TRE ガラス(株)	群馬県館林市近藤町字開拓 776 番地 1号	03-3521-6303	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	処分
33	(有)中央環境メンテナンス	群馬県太田市中根町 541 番地の 3	0276-31-0720	ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
34	(公社)シルバー人材センター	群馬県館林市仲町 14番1号 館林市保健福祉センター内	0276-72-1321	ごみ(家庭系一般廃棄物)	収集運搬
35	(株)ジャパンクリーン	群馬県館林市近藤町 712 番地 1	0276-74-1157	雑排水	収集運搬
36	(株)ジャパンクリーン	群馬県館林市近藤町 712 番地 1	0276-74-1157	雑排水	処分
37	トネリサイクルシステム(株)	群馬県邑楽郡大泉町西小泉二丁目 3 番 17号	0276-63-8245	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
38	足利市清掃事業(株)	栃木県足利市久保田町 911 番地	0284-71-0782	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物) 家電リサイクル法対象製品	収集運搬
39	(有)井上興業	群馬県邑楽郡板倉町大字飯野 1911 番地の 2	0279-54-9049	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物) 家電リサイクル法対象製品	収集運搬
40	針谷化成(株)	群馬県太田市西新町 15 番地 6	0276-31-4972	ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
41	リビングサービス	群馬県館林市緑町二丁目 25-31 ハイツめいわ	0276-71-0803	ごみ(家庭系一般廃棄物)	収集運搬
42	ウム・ヴェルト(株)	埼玉県加須市栄 368 番地 1	0276-82-4391	ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
43	(有)井上運輸	群馬県館林市坂下町 3243 番地 2	0276-70-7350	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
44	(同)さくらクリーンサービス	群馬県館林市松沼町 11 番 6 号	0276-71-1266	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物) 家電リサイクル法対象製品	収集運搬
45	(株)智奈コーポレーション	群馬県館林市新宿一丁目 4番 27号	0276-74-8811	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬
46	(有)加藤工務店	群馬県館林市堀工町 382 番地	0276-72-1813	ごみ(家庭系一般廃棄物) ごみ(事業系一般廃棄物)	収集運搬

[※]収集運搬業と処分業の双方を取得している事業者が3社あるため、実質の許可業者数は43社

【許可書等手数料】

一般廃棄物処理業許可書交付手数料 : 5,000 円 (再交付 2,500 円) 従業員証交付手数料 : 1,000 円 (再交付 500 円)

11. ごみ処理施設

【館林衛生施設組合】

(1) 焼却処理施設

施設名称	たてばやしクリーンセンター
所 在 地	館林市苗木町2447-19
完成年月日	平成29年3月24日
敷 地 面 積	15, 155 m ²
建物面積	【建築面積】工場棟 2,235.74 ㎡、計量棟 125.66 ㎡
连 70 四 恒	【延床面積】工場棟 4,036.15 ㎡、計量棟 125.66 ㎡
施工業者	JFEエンジニアリング㈱
建 設 費	工事費 5,184,000,000円(国庫補助金 1,477,226,000円)
処 理 方 式	全連続燃焼式ストーカ式
処 理 能 力	100t/日(50t/24時間×2炉)
燃焼ガス冷却装置	水噴射方式
排ガス処理設備	ろ過式集塵器(バグフィルタ)、無触媒脱硝装置
余熱利用設備	温水発生器による温水回収方式(施設内給湯・暖房、総合福祉センター)
灰 出 し 設 備	ピットアンドクレーン方式/薬剤処理及びセメント固化(飛灰)

(2) 破砕処理施設

施設名称	いたくらリサイクルセンター
所 在 地	邑楽郡板倉町大字板倉3427-7
完成年月日	平成29年3月24日
敷 地 面 積	6, 836 m ²
建物面積	【建築面積】リサイクル棟 743. 48 ㎡、ストックヤード棟 485. 58 ㎡ 【延床面積】リサイクル棟 1, 072. 43 ㎡、ストックヤード棟 485. 58 ㎡
施工業者	極東開発工業㈱
建 設 費	工事費 756,000,000 円(国庫補助金 241,267,000 円)
処 理 方 式	破砕・選別
処 理 能 力	5 t/日(5 時間)

(3) 受入・保管施設

施設名称	たてばやしストックヤード
所 在 地	館林市苗木町2447-26
完成年月日	令和3年2月10日
敷 地 面 積	5, 143. 62 m ²
建物面積	コンテナ棟 83.54 ㎡×2棟、プラスチック棟 56.49 ㎡×1棟
施工業者	鑓田木材(株)
建 設 費	工事費 34,650,000 円(国庫補助金 11,550,000 円)
機能	資源物、不燃物、不燃性粗大ごみの受入・保管

(4) 最終処分場

施設名称	めいわエコパーク
所 在 地	邑楽郡明和町千津井1091-1
完成年月日	平成29年11月27日
敷 地 面 積	21, 307 m ²
建物面積	【建築面積】貯留施設 2,939.26 ㎡、水処理施設 679.42 ㎡、車庫棟 152.52 ㎡
	【延床面積】貯留施設 2,931.61 ㎡、水処理施設 679.29 ㎡、車庫棟 130.10 ㎡
施工業者	土木建築工事 河本工業㈱、電気設備工事 ㈱大竹電気工事
	機械設備工事
建 設 費	工事費 2,935,288,800円(国庫補助金 904,505,000円)
埋立面積	2,700.9 ㎡(1期分)
埋立容量	19,053.4 ㎡(1 期分)
埋立期間	7年間(2期分含む全体15年間)
浸出水処理能力	5㎡/日
浸出水処理方法	カルシウム処理+生物処理+凝集膜処理+高度処理(活性炭吸着) +脱塩処理+消毒

【館林市】

(1) 最終処分場

施設名称	館林市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	館林市苗木町2494-1,2495-1
完成年月日	平成5年3月28日
敷 地 面 積	14, 611 m ²
建物面積	167 mื
施工業者	土木建築工事 河本工業㈱、水処理設備工事 ㈱新潟鐵工所
建設費	土木建築工事 484,007,300 円、水処理設備工事 348,140,000 円 (国庫補助金 147,595,000 円)
埋立面積	11, 370 m ²
埋立容量	80, 000 m [*]
埋立期間	平成5年5月20日~令和8年3月31日(埋立終了)
浸出水処理能力	45 ㎡/日
浸出水処理方式	回転円板+凝集沈殿+高度処理+消毒

第3章 条例及び規則等

- 1. 館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年6月24日館林市条例第11号) (目的)
- 第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。) の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制、再利用及び適正な処理並びに清掃等に関し必要な事項を定め、 もって市民の健康で快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 (市の青務)
- 第2条 市は、その区域内における一般廃棄物の減量、再利用等に関し市民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (市民の責務)
- 第3条 市民は、廃棄物の排出の抑制、分別排出及び再利用に努めるとともに、廃棄物をなるべく自ら 処分すること等により、廃棄物の減量その他適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。 (事業者の責務)
- 第4条 事業者は、その事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、 廃棄物の減量、再利用等その他適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。 (清潔の保持)
- 第5条 何人も、公園、広場、道路、河川、その他公共の場所を汚さないようにしなければならない。 2 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又 は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

- 第6条 市長の諮問に応じ一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、館林市 廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。 (一般廃棄物の処理計画)
- 第7条 市は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。 (一般廃棄物の処理)
- 第8条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が 生じないよう適正に処理するものとする。
- 2 市長は、市が行うべき一般廃棄物の処理に関し、適当と認める者に委託してその処理を行うことができる。
- 3 事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自ら処分できないときは、市が指定する場所に自ら運搬するか、又は一般廃棄物の収集、運搬を業として行う者に委託し、運搬しなければならない。 (一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)
- 第8条の2 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次の各号のいずれかとする。
 - (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
 - (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
 - (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する 技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当 する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有す る者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同様以上の知識及び技能を有すると認められるもの (廃棄物の再利用等)
- 第9条 市長は、排出された一般廃棄物から再利用が可能な資源の回収に努めるとともに、再生資源の 利用及び再生品の使用に努めなければならない。
- 2 市民は、一般廃棄物のうち再利用が可能な物の分別を行うとともに、再生品を使用するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。

(資源物の所有権)

第10条 前条第2項の規定により所定の場所に排出された資源物(再生利用することを目的として分別して収集するものをいう。)の所有権は、市に帰属する。この場合において、市が指定する者以外の者は、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(一般廃棄物処理業許可書等交付手数料)

- 第11条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可書の交付又は再交付を受ける者若しくは これらの業に従事する者の従業員証の交付又は再交付を受ける者から次の各号に定めるところによ り手数料を徴収する。
 - (1) 一般廃棄物処理業許可書交付手数料 1件につき5,000円
 - (2) 一般廃棄物処理業許可書再交付手数料 1件につき2,500円
 - (3) 従業員証交付手数料 従業員1人につき1,000円
 - (4) 従業員証再交付手数料 従業員1人につき500円 (委任)
- 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- 2. 館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年9月22日館林市規則第17号) (趣旨)
- 第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 及び館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年館林市条例第11号。以下「条例」という。) の施行について必要な事項を定めるものとする。

(大掃除計画)

第2条 法第5条第3項の規定による大掃除は、市長が定める計画に従い毎年1回以上実施するものとする。

(廃棄物減量等推進審議会)

- 第3条 条例第6条に規定する館林市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)は、次の各 号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 一般廃棄物の処理計画の策定に関すること。
 - (2) 一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関すること。
 - (3) 一般廃棄物の不法投棄及び生活環境の保全に関すること。
 - (4) その他一般廃棄物に関する重要事項
- 2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 識見を有する者 3人以内
 - (2) 市民組織を代表する者 3人以内
 - (3) 事業団体等を代表する者 3人以内
 - (4) 公募による市民 6人以内
- 3 審議会の会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 審議会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 6 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 審議会の会長は、第2項第2号及び第3号の規定により委嘱された委員がやむを得ない事由により 会議に出席できない場合は、当該機関又は、団体におけるその者の職務を代理するものを出席させる ことができる。
- 9 会長は、審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見又は説明を聞く ことができる。
- 10 審議会の庶務は、市民環境部において処理する。

(廃棄物減量等推進員)

- 第4条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、館林市廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を委嘱することができる。
- 2 推進員は、一般廃棄物の減量等のための施策への協力、その他の活動を行うものとする。 (事業活動に伴う多量の一般廃棄物)
- 第5条 市長は、法第6条の2第5項の規定により、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、運搬すべき場所及び運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。
- 2 前項の多量の一般廃棄物の範囲は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) ごみ、1日25キログラム以上
 - (2) 粗大ごみ 1回の排出量25キログラム以上又は1立方メートル以上
- 3 前項の一般廃棄物は、あらかじめ焼却、破砕、圧縮等の前処理に努めなければならない。

(多量の一般廃棄物の処理)

- 第6条 土地又は建物の占有者は、多量の一般廃棄物の処理を必要とするときは、自ら処理施設に搬入 するように努めなければならない。
- 2 前項の多量の一般廃棄物の範囲は1回の排出量10キログラム以上又は1立方メートル以上とする。 (占有者等の協力義務)
- 第7条 土地又は建物の占有者及び事業者は、法第6条の2第4項及び第5項の規定に基づき、市が行う一般廃棄物の処理に際して、次の各号に掲げるものを混入してはならない。
 - (1) 有害性物質を含むもの
 - (2) 爆発性を有するもの
 - (3) 感染性のあるもの
 - (4) 引火性のあるもの
 - (5) 著しく悪臭を発するもの
 - (6) 前各号に定めるもののほか、市が行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

(一般廃棄物処理業の許可申請)

- 第8条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物の処理を業として行おうとする者は、一般 廃棄物収集運搬業許可申請書(別記様式第1号)又は一般廃棄物処分業許可申請書(別記様式第2号) を市長に提出しなければならない。
- 2 法第7条第2項又は第7項の規定による許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業 許可申請書又は一般廃棄物処分業許可申請書を同条第1項又は第6項の許可の有効期間の満了の日 の30日前までに市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可)

- 第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は内容を審査し、これを許可したときは、一般廃棄物収集運搬業許可書(別記様式第3号)又は一般廃棄物処分業許可書(別記様式第4号)を交付する。
- 2 前項の許可書の有効期間は、2年とする。
- 3 第1項の許可書は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 4 第1項の許可書を亡失又は破損したときは、直ちにその理由を付して一般廃棄物処理業許可書再交付申請書(別記様式第5号)により、市長に届け出て、再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業の事業範囲の変更許可申請)

- 第10条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲を変更しようとするときは、 一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(別記様式第6号)により、市長の許可を受けなければな らない。
- 2 市長は、前項の事業範囲の変更の許可をしたときは、当該一般廃棄物処理業者に対し、一般廃棄物 収集運搬業許可書(別記様式第3号)又は一般廃棄物処分業許可書(別記様式第4号)を交付する。 (一般廃棄物処理業の廃止又は変更の届出)
- 第11条 法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内に、一般廃棄物処理業廃止(変更)届出書(別記様式第7号)を市長に提出することにより行うものとする。

(一般廃棄物処理業の休止届)

第12条 一般廃棄物処理業者は、営業を休止しようとするときは、その15日前までに一般廃棄物処理業 休止届(別記様式第8号)により、市長に届け出なければならない。

(一般廃棄物処理業の許可書の返納)

- 第13条 一般廃棄物処理業者は、次の各号に該当する場合は、直ちに当該許可書を市長に返納しなけれ ばならない。
 - (1) 許可期間が満了したとき。

- (2) 法第7条の4の規定により、許可を取り消されたとき。
- (3) 前条の規定により、許可業務の全部を休止したとき。
- 2 一般廃棄物処理業者が、廃業、死亡、合併又は解散したときは、本人、相続人、合併後存続する法人の代表者又は清算人は、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、当該許可書を返納しなければならない。

(実績報告書の提出)

第14条 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物(し尿を除く。)の処理に関する実績を翌月10日までに、 一般廃棄物収集運搬実績報告書(別記様式第11号)又は一般廃棄物処分実績報告書(別記様式第12号) により市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の従業員証)

- 第15条 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に従事する者の住所、氏名、職名及び生年月日を市長に届け出るとともに、従業員証(別記様式第9号)の交付を受けなければならない。
- 2 従業員証の交付又は再交付申請は、一般廃棄物処理業従業員証(再)交付申請書(別記様式第10号) によるものとする。
- 3 一般廃棄物処理業者は、従業員に対し従業中は常に第1項の従業員証を所持させなければならない。
- 4 従業員証を所持しない者は、業として行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に従事することができない。
- 5 従業員証の有効期間は2年とする。
- 6 従業員の退職、その他の理由により一般廃棄物の収集、運搬及び処分に従事しなくなったときは、 直ちにその旨を市長に届け出るとともに、当該従業員証を返納しなければならない。
- 7 従業員証の取扱いについては、本条に定めるもののほか、第9条第3項及び第4項の規定を準用する。

(遵守事項)

- 第16条 一般廃棄物処理業者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 許可条件に違反しないこと。
 - (2) その他市長が必要と認めて指示した事項

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

- 3. 館林市ごみ減量化器具購入費助成金交付要綱(平成5年4月22日館林市告示第42号) (趣旨)
- 第1条 この要綱は、ごみ減量化を推進するため、家庭内で発生するごみを自家処理するための生ごみ処理槽、生ごみ処理容器又は生ごみ処理機(以下「器具」という。)を購入する者に対し、助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

- 第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 本市に住所を有し、かつ、現に居住している者で、市内の店舗で器具を購入するもの
 - (2) その他市長が適当と認める者

(助成金額等)

第3条 助成の対象となる器具及び助成金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、生ごみ処理槽及び生ごみ処理容器にあっては、購入金額が助成金の額に満たないときは、当該購入金額を助成金額とする。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、生ごみ処理槽又は生ごみ処理容器の購入費用の助成にあっては館林市ごみ減量化器具購入費助成金交付申請書(指定店用)(別記様式第1号)を、生ごみ処理機の購入費用の助成にあってはあらかじめ購入計画の申出を行い、館林市ごみ減量化器具購入費助成金交付申請書(生ごみ処理機用)(別記様式第2号)に生ごみ処理機購入証明書(別記様式第3号)を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定等)

- 第5条 市長は、交付申請者から前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定する。
- 2 前項の交付決定を受けた交付申請者は、生ごみ処理槽又は生ごみ処理容器の購入費用の助成にあっては館林市ごみ減量化器具購入費助成金請求書(指定店用)(別記様式第4号)を、生ごみ処理機の 購入費用の助成にあっては館林市ごみ減量化器具購入費助成金請求書(生ごみ処理機用)(別記様式 第5号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、交付申請者から前項の請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めると きは、当該交付申請者に対して助成金を交付するものとする。

(指定店)

- 第6条 市長は、事業を円滑に執行するために市内に店舗を有する者の中から器具の販売店(以下「指定店」という。)を指定するものとする。
- 2 指定店の指定を希望する店舗は、館林市ごみ減量化器具購入助成事業指定店登録申請書(別記様式 第6号)を市長に提出しなければならない。
- 3 指定店は、購入者が市民であることを確認するものとする。 (代理人)
- 第7条 生ごみ処理槽又は生ごみ処理容器の購入費助成金の交付を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、助成金の交付申請、請求及び受領に関する事務を代理人に委任することができる。
- 2 前項の規定により申請者がその事務を代理人に委任したときは、代理人は市長に対し、代理人選任 届(別記様式第7号)を提出しなければならない。

(管理義務)

第8条 助成金の交付を受けた者は、器具を良好な状態で使用し、周囲に迷惑を及ぼさないよう維持管理しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 助成金の交付を受けた者は、当該助成に係る器具を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(市の責務)

- 第 10条 市は当分の間、設置された器具を定期的に調査して、使用の確認に努めなければならない。 (助成金の返還)
- 第 11 条 市長は、虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対し、助成金を返還させる ものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 館林市生ごみ処理槽設置助成金交付要綱(昭和 61 年館林市告示第 51 号)及び館林市簡易焼却炉(ブロック造り)設置助成金交付要綱(昭和 62 年館林市告示第 33 号)は廃止する。

別表(第3条関係)

器具の種類	助成金額(1基当たり)
生ごみ処理槽(容量130リットル以上のもの)	3,000円
生ごみ処理容器(容量14リットル以上のもの)	1,000円
生ごみ処理機	20,000円を上限とし、購入費用の1/2の額 (1,000円未満の端数があるときは切捨て)

- 4. 館林市再生資源集団回収事業助成金交付要綱(平成5年5月12日館林市告示第49号) (趣旨)
- 第1条 この要綱は、資源の再生利用を推進し、ごみの減量化を図るため、再生資源を回収する団体 等に対し助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 再生資源 一般廃棄物のうち資源として再生利用できる古紙、空きビン、金属類、布類等をいう。
 - (2) 団体等 営利を目的としない市民で構成するおおむね20世帯以上の団体をいう。
 - (3) 組合 館林広域再生資源事業協同組合をいう。

(助成対象者等)

- 第3条 市長は、再生資源を回収する団体等及び再生資源を引き取る組合に対し助成金を交付するものとする。
- 2 団体等は、館林市再生資源集団回収事業団体登録申請書(別記様式第1号。以下「団体登録申請書」という。)を提出し、団体登録をしなければならない。
- 3 市長は、団体等から前項の規定により団体登録申請書が提出された場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、団体登録証(別記様式第2号)を当該団体等に交付するものとする。 (助成金の額)
- 第4条 助成金の額は、予算の範囲内とし、団体等には回収重量1キログラム当たり6円、組合には 1キログラム当たり3円を交付するものとする。 (申請)
- 第5条 助成金の交付を受けようとする団体等は、団体登録証を提示するとともに、館林市再生資源 集団回収事業助成金交付申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 2 助成金の交付を受けようとする組合は、館林市再生資源集団回収事業実績報告書(申請書明細) (別記様式第4号)及び館林市再生資源集団回収事業助成金交付申請書(別記様式第5号)を市長 に提出しなければならない。

(助成金の交付決定等)

- 第6条 市長は、団体等又は組合から前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当 と認めるときは、助成金の交付を決定する。
- 2 前項の交付決定を受けた団体等又は組合は、館林市再生資源集団回収助成金請求書(別記様式第 6号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、団体等又は組合から前項の請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該団体等又は組合に対して助成金を交付するものとする。 (引取り)
- 第7条 組合は、団体等が回収した再生資源を市場価格で引き取り、その代金を当該団体等に支払う。ただし、再生資源の市場価格がないとき、又は引取りが有償の場合には、再生資源を引き取り、その代金を支払わないことができる。

(処理費用)

第8条 市長は、前条ただし書の規定により組合が再生資源を引き取った後の処理費用を支払うことができる。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正行為により助成金の交付を受けた者に対し、助成金の一部又は全部 を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

- 5. 館林市ごみステーション設置及び管理に関する要綱(平成21年6月11日館林市告示第56号) (目的)
- 第1条 この要綱は、市民の快適な生活環境の保全と、安全かつ効果的なごみの収集作業を行うため、一般廃棄物の一時集積場所(以下「ごみステーション」という。)の設置及び管理について必要な事項を定め、円滑なごみ収集作業を確保するとともに、良好な居住環境の保全を図ることを目的とする。(ごみステーションの種類)
- 第2条 この要綱において「ごみステーション」とは、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 館林市開発事業指導要綱(平成16年館林市告示第20号)に定められたごみ集積所及び集合住宅 等に付設されたごみステーション(以下「専用ステーション」という。)
 - (2) 専用ステーション以外のごみステーション(以下「一般ステーション」という。) (市民の責務)
- 第3条 市民は、第1条の目的を達成するためにごみステーションの設置及び管理に協力しなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市長は、ごみステーションに排出された一般廃棄物を計画的に収集しなければならない。 (設置、変更及び廃止の申請)
- 第5条 ごみステーションを使用する者は、使用者相互の協議に基づき、館林市ごみステーション設置・変更・廃止申請書(別記様式)により市長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請は、該当地区を所管する行政区長と環境保健委員(以下「申請者」という。)の連名で 行うものとする。

(設置基準)

- 第6条 ごみステーションの設置基準は、次の各号を満たすこととする。
 - (1) ごみ収集車両が通り抜け可能な道路に面していること。ただし、通り抜けが不可能な道路であっても、安全に車両の方向転換ができる場合は、この限りでない。
 - (2) 収集作業上危険な場所(急勾配の道路や見通しの悪いカーブした道路等)でないこと。
 - (3) 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車両の停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
- 2 一般ステーションの利用世帯数は、概ね1ステーションにつき燃やせるごみについては20世帯とし、 燃やせないごみ、資源物及びプラスチックについては30世帯とする。ただし、利用世帯数が基準に満 たない場合であっても、隣組単位等の理由があれば、この限りでない。
- 3 専用ステーションの規模及び構造基準は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 8戸(室)以上の戸建住宅及び集合住宅は、専用のごみステーションを設置する。ただし、8戸(室)未満でも周囲の状況により必要な場合は設置する。
 - (2) 面積は、1戸(室)当たり0.25㎡以上、奥行き概ね1.2m以上1.5m以下とし、床はコンクリートを打ち、周囲にごみが散乱しないよう壁又は囲い等(高さは概ね1.0m、材質は耐久性のあるもの)を設けること。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、詳細については、地球環境課と協議すること。 (調査)
- 第7条 市長は、必要に応じて利用者、申請者又は専用ステーションの設置者に対し、立会いを求め、 現地調査をすることができる。

(位置の決定)

第8条 市長は、申請がこの要綱に適合するものと認めたときは、ごみステーションとして認定し、申 請者に対して位置の決定と利用開始日を連絡しなければならない。 (利用者への周知)

第9条 申請者は、市長から利用開始の連絡を受けたときは、その旨を利用者へ周知しなければならない。また、変更又は廃止についても同様とする。

(維持管理)

第10条 利用者は、ごみステーションを利用するにあたり、分別排出の徹底や排出日時の遵守等ごみステーションの清潔保持に努めなければならない。

(改善指導)

第11条 市長又は廃棄物減量等推進員若しくは行政区長から任命された者は、正当な理由がなく前条に 定めるごみステーションの維持管理ができないと認められる者に対し、改善指導を行うことができる。 6. 館林市廃棄物減量等推進員に関する要綱(平成5年10月6日館林市告示第77号)

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年館林市規則第17号) 第4条の規定に基づき、館林市廃棄物減量等推進員に関し必要な事項を定めるものとする。 (推進員)
- 第2条 館林市廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)は、区長、副区長、環境保健委員等に 委嘱する。

(職務)

- 第3条 推進員の職務は、次に掲げるものとする。
 - (1) 地域におけるごみの減量化及び資源化の推進並びに適正な排出等の指導に関すること。
 - (2) 市が行う啓発活動への協力に関すること。
 - (3) ごみの収集、処理等に関する意見や情報の提供に関すること。

(任期)

- 第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 推進員が欠けた場合における補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。 (推進員会)
- 第5条 推進員をもって組織する館林市廃棄物減量等推進員会を設置し、会長1人、副会長2人を置く。
- 2 会長及び副会長は、推進員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (推進員会議)
- 第6条 会長は、推進員相互の情報及び意見等を交換する場として、必要に応じて推進員会議を開催することができる。

(庶務)

- 第7条 館林市廃棄物減量等推進員会の庶務は、市民環境部地球環境課において処理する。 (委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

7. 群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書

(趣旨等)

- 第1条 この協定は、災害の発生時に、群馬県(以下「県」という。)並びに県内の市町村及び一部事務 組合(以下「市町村等」という。)が、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援について、 必要な事項を定めるものとする。
- 2 この協定は、県及び別表に掲げる市町村等の相互間において締結するものとする。 (定義)
- 第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害の発生により生じた 一般廃棄物その他の被災した市町村等による処理が困難と認められる一般廃棄物をいう。
- 2 この協定において「応援」とは、次に掲げる行為をいう。
 - (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
 - (2) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
 - (3) 災害廃棄物等の焼却、破砕等の実施及び処理業者のあっせん
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に関し必要な行為 (応援要請)
- 第3条 被災した市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書(別記様式第1号)により県 に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等 により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。
- 2 県は、被災した市町村等における災害の発生状況及び応援要請の内容を踏まえ、被災しなかった市町 村等に応援を要請するものとする。
- 3 前2項の規定は、被災した市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げるものではない。 この場合において、応援を要請した市町村等は、その旨を県に報告するものとする。
- 4 応援を要請された市町村等は、可能な限りこれに応じ、応援を行うものとする。
- 5 県は、県内の市町村等の応援では対応が困難であると判断した場合は、他の都道府県に、応援を要請するものとする。

(自主的な応援)

第4条 緊急に応援を行う必要があると認めた市町村等は、自主的に応援を行うことができるものとする。 この場合において、応援を行う市町村等は、その旨を県に報告するものとする。 (経費負担)

- 第5条 応援に要する経費は、原則として、応援を要請した市町村等が負担するものとし、その支払い方 法等については、応援を要請した市町村等と応援を行った市町村等の間で協議し、決定するものとする。 (情報交換及び体制の整備)
- 第6条 市町村等は、災害時における応援が円滑に行われるよう、必要な情報を相互に交換するとともに、 平常時から応援及びその受入体制の整備に努めるものとする。

(補足)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等が その都度協議して定めるものとする。

(成立等)

- 第8条 この協定は、複数の市町村等が同意書(別記様式第2号)を県に提出した時に成立するものとする。 (平成20年4月1日成立)
- 2 この協定の成立の時に同意書を提出していない市町村等は、その後同意書を県に提出して、この協定 に参加することができる。
- 3 県は、この協定が成立したとき又は新たに市町村等がこの協定に参加することとなったときは、別表 に市町村等の名称を記載した協定書を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

別表

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、富士見村、榛東村、吉岡町、吉井町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、東吾妻町、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、高山村、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

渋川地区広域市町村圏振興整備組合、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合、富岡甘楽衛生施設組合、 甘楽西部環境衛生施設組合、吾妻東部衛生施設組合、西吾妻衛生施設組合、西吾妻環境衛生施設組合、 沼田市外二箇村清掃施設組合、利根東部衛生施設組合、太田市外三町広域清掃組合、館林衛生施設組 合、大泉外二町環境衛生施設組合

8. 災害時における災害廃棄物の収集運搬及び処分等に関する協定書

館林市(以下「市」という。)と館林市一般廃棄物処理事業協同組合並びに館林広域再生資源事業協同組合(以下総称して「組合」という。)は、災害発生時における災害廃棄物の収集運搬及び処分等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

- 第1条 この協定は、館林市内において地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の撤去・収集・運搬・処分等 (以下「協定業務」という。)に関し、市が組合に協力を要請するにあたって必要な事項を定める。 (定義)
- 第2条 この協定において、災害廃棄物とは、一般家庭及び避難所から排出される一般廃棄物のうち、し尿等を除くものをいい、災害により倒壊し、又は焼失した建物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

(協力の要請)

- 第3条 市は、災害時に、組合に対して協定業務について協力を要請することができる。
- 2 市は、組合に対し前項の要請を行うときには、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって行 う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。
 - (1) 災害廃棄物の撤去
 - (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
 - (3) 災害廃棄物の分別及び処分
 - (4) 前各号に伴う必要な事業

(事業の実施)

- 第4条 組合は、前条の要請を受けた場合は、必要な人員、車両及び資機材を確保し、可能な限り、 市が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。
- 2 市は、組合の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
- 3 組合は、協定業務の実施に当たっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮する。 (情報の提供)
- 第5条 市は、協定業務が円滑に行われるよう、必要に応じ、防災に関する情報及び資料を組合に提供するものとする。
- 2 組合は、協定業務に関し、協力が可能な会員の状況を市に報告するものとする。 (報告)
- 第6条 組合は、協定業務が終了したときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって市に報告する。
 - (1) 実施内容
 - (2) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条第1項の規定による協力要請に基づき組合が実施した協定業務に要した費用は、市が 負担し、その額は市及び組合との協議のうえ決定する。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて協定業務に従事した者(以下「従事者」という。)が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

(有効期間)

第9条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、市又は組合が文書により協定の終 了を通知しない限り継続するものとする。 (協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度市及び組合との協議のうえ定める。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、市、組合それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年12月16日

館林市城町1番1号 館林市 館林市長 安樂岡 一雄

館林市苗木町2447番66 館林市一般廃棄物処理事業協同組合 代表理事 松本 耕司

館林市苗木町2447番26 館林広域再生資源事業協同組合 代表理事 横田 一夫

令和7年度版 館林市の清掃事業概要(令和6年度実績)

発 行 令和7年8月

編集・発行 館林市市民環境部地球環境課

所 在 地 〒374-8501 館林市城町1番1号 電話番号 0276(47)5126(ダイヤルイン)

FAX番号 0276 (72) 3297